

平成27年度  
一般競争入札による市有財産  
(自動販売機設置場所)  
一時貸付けの案内書

平成28年1月

川崎市財政局資産管理部資産運用課

## 目 次

◆	平成27年度一般競争入札による	ページ
	市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付けの御案内	
1	趣 旨	1
2	入札物件（一時貸付物件）	1
3	貸付期間	1
4	引渡し及び返還	1
5	契約上の主な条件等	1
6	貸付料	2
7	電気料等	3
8	入札日程	4
9	入札参加資格	4
10	申込みに必要な書類	4
11	申込方法等	5
12	入札及び開札の日時、場所	6
13	入札の手続	6
14	入札の無効	6
15	落札者の決定及び入札参加資格の審査等	7
16	契約の締結等	7
17	その他	8
◇	一時貸付物件一覧表	9
◆	案内図・配置図	11
◆	個別条件仕様書	21
◆	一時貸付物件に関する留意事項	23
◆	市有財産一時貸付契約書（案）	
◇	市有財産一時貸付契約書（案）	24
◇	自動販売機設置場所一時貸付契約約款	28
◆	入札参加申込みから一時貸付物件引渡しまでの流れ	33
◆	提出書類（様式）	
◇	入札参加申込書	34
◇	自動販売機設置事業申告書	35
◇	川崎市暴力団排除条例に係る誓約書	36
◇	入札書・委任状	37
◇	自動販売機設置事業計画書	38
	（参考）記載例	39
◆	関係法令	44
◎	入札会場案内図	

## 平成27年度一般競争入札による市有財産 (自動販売機設置場所) 一時貸付けの御案内

### 1 趣 旨

川崎市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号、同法第238条の5第1項及び「市有財産を有効活用するための基本方針」（平成19年12月策定）に基づき、市有財産の有効活用を推進しています。

本件貸付けは、市有財産の余裕部分を活用して歳入の確保等を図ることを目的として、自動販売機及び飲料容器等の回収容器等（以下「自動販売機等」という。）を設置して運営する事業（以下「自動販売機設置事業」という。）を行う事業者（借受人）との間に自動販売機設置場所の一時貸付け契約を締結するものです。

### 2 入札物件（一時貸付物件）

一時貸付物件は、「一時貸付物件一覧表」（本入札案内書9～10ページ）のとおりです。なお、各物件の設置場所については、「案内図・配置図」（本入札案内書11～20ページ）を、個別条件については、「個別条件仕様書」（本入札案内書21～22ページ）を御確認ください。なお、入札は物件番号を単位として行います。

※ 新規の一時貸付物件の概要については、「一時貸付物件に関する留意事項」（本入札案内書23ページ）を御覧ください。

### 3 貸付期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで（3年間）

※ 原則として貸付期間の延長はありません。

### 4 引渡し及び返還

#### (1) 引渡し

一時貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿で引き渡します。

ただし、前の貸付期間がある場合で、当該期間に係る借受人（旧借受人）、川崎市、落札者との間に協議が成立したときは、協議によって定められた状態となります。

#### (2) 返還

一時貸付物件は、貸付期間の満了までに、一時貸付物件を引渡しの時点（前の貸付期間がある場合で、引き続き同じ一時貸付物件を使用しているときは当初の引渡しの時点）の原状に回復して返還しなければなりません。

ただし、次の貸付期間がある場合で、当該期間に係る借受人（新借受人）と借受人が同一となるときは、原状に回復することなく、引き続き一時貸付物件を使用することができます。

### 5 契約上の主な条件等

#### (1) 貸付契約の内容

本件一時貸付けは、地方自治法第238条の4第2項第4号及び同法第238条の5第1項の規定に基づく土地又は建物の賃貸借契約です。借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

#### (2) 用途の指定等

一時貸付物件は、自動販売機設置事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費等の費用は全て借受人の負担となります。

#### (3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

- ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。
- イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産管理者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。）。
- ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。
- エ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- カ 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

(4) 自動販売機等の設置等

自動販売機等は、個別条件仕様書に定められた条件に従うほか、次の事項を遵守して設置、運営しなければなりません。

借受人は、貸付期間の開始後、速やかに指定の位置に自動販売機等を設置してください。また、設置後において財産管理者が、安全管理上支障があると認めた場合は、その指示に従って必要な措置を講じてください。

- ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。
- イ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。
- ウ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。
- エ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

(5) 販売品

- ア 販売品は、個別条件仕様書に定められたものとする（財産管理者が認めた場合を除く。）。  
なお、酒税法第2条（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を販売することはできません。
- イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定することができます。

(6) 資料の提出等

- ア 借受人は、毎年1回、一時貸付物件に設置した自動販売機の売上実績（売上数量、売上金額）を報告しなければなりません。川崎市は、当該売上実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。
- イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があると認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

- (7) 川崎市は、借受人が上記の禁止事項、資料の提出等の条件に違反した場合には、違約金を請求する場合があります。

## 6 貸付料

(1) 貸付料の算定

貸付料（年額）は、次のとおり計算し、各年度の貸付料の合計額を貸付料総額（契約金額）とします。なお、各年度の貸付期間に1月未満の端数が生じるときは、日割計算により計算します。

ア 消費税が課税されるもの

貸付料（年額）＝ 落札金額×1.2×当該年度における貸付期間の月数÷1.2×（1＋消費税率）（円未満切捨て）

イ 消費税が課税されないもの

貸付料（年額）＝ 落札金額×1.2×当該年度における貸付期間の月数÷1.2（円未満切捨て）

※ 貸付期間中に消費税率の変更があった場合は、適用となる消費税率により取引に係

る消費税及び地方消費税の額を変更します。

(2) 貸付料の納入

貸付料は、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、次年度以降の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに、川崎市が財産管理者ごとに発行する納入通知書により納入してください。ただし、納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日が納入の期限の日となります。

(3) 貸付料の改定

川崎市は、一時貸付物件について特別の費用を負担することとなったとき、その他正当な理由があるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができます。

## 7 電気料等

自動販売機の設置にあたり、川崎市の電源や水道等を使用する場合は、次の使用料等（実費相当額）の支払いが必要です。

(1) 電気料

自動販売機に係る電気料については、自動販売機の年間消費電力量に応じ、自動販売機1台ごとに次表により算出する額を、川崎市が年度ごと（請求予定月：4月）に発行する納入通知書により、その指定する日までに納入していただきます。なお、適用する年間消費電力量は各年度の4月1日時点（年度途中で貸付けを開始した場合は開始時点）の規格とします。

年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (円)	年額電気料 (円)	年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (円)	年額電気料 (円)
1 - 100	700	8,400	1,001 - 1,100	3,100	37,200
101 - 200	900	10,800	1,101 - 1,200	3,400	40,800
201 - 300	1,200	14,400	1,201 - 1,300	3,700	44,400
301 - 400	1,400	16,800	1,301 - 1,400	4,000	48,000
401 - 500	1,600	19,200	1,401 - 1,500	4,400	52,800
501 - 600	1,900	22,800	1,501 - 1,600	4,700	56,400
601 - 700	2,100	25,200	1,601 - 1,700	5,000	60,000
701 - 800	2,300	27,600	1,701 - 1,800	5,300	63,600
801 - 900	2,600	31,200	1,801 - 1,900	5,600	67,200
901 - 1,000	2,800	33,600	1,901 - 2,000	5,900	70,800

- ※ この表は、東京電力株式会社の電気料金単価等の改定等により見直す場合があります。
- ※ 貸付期間に一月に満たない期間が発生した場合においても、日割計算は行いません。
- ※ 原則として、子メーターの設置は不要です。

(2) 水道料等

自動販売機に係る水道料等については、次により算出する額を、川崎市が四半期ごと（請求予定月：7月、10月、1月、4月）に発行する納入通知書により、その指定する日までに納入していただきます。

ア 子メーターがある場合

川崎市が支払う月額使用料×当月使用量（子メーター表示）／当月使用量（親メーター表示）

イ 子メーターがない場合

川崎市が支払う月額使用料×貸付面積／建物の延床面積

## 8 入札日程

一般競争入札の申込みから契約締結までの日程は、次のとおりです。

項 目	日 程
入札案内書の配布	平成28年1月29日（金）から 平成28年2月10日（水）まで
入札参加申込受付期間	平成28年2月8日（月）から 2月10日（水）まで
入札及び開札	平成28年2月19日（金）午前10時
契約の締結期限	平成28年3月11日（金）

## 9 入札参加資格

次の条件を全て満たす方でなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 本入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、自動販売機設置事業を行う資力、能力等を有すること。
- (6) 平成25年度及び平成26年度において、自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績を有していること。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

## 10 申込みに必要な書類

入札参加申込みに必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 申込者が法人の場合
  - ア 入札参加申込書（本入札案内書34ページ）
  - イ 自動販売機設置事業申告書（本入札案内書35ページ）
  - ウ 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（本入札案内書36ページ）
  - エ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
  - オ 代表者の印鑑証明書（法務局に届け出たもの）
  - カ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）
  - キ 市税の納税証明書（川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ）
    - (ア) 法人市民税  
申込み時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。
    - (イ) 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）  
平成25年度及び平成26年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

#### ク 財務諸表の写し

申込み時点において終了している事業年度のうち、直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を提出してください。

※ アの書類は、入札に参加する物件ごとに必要です。また、エ～カの書類は、発行後3か月以内に取得したもの（複写不可）を提出してください。

#### (2) 申込者が個人の場合

ア 入札参加申込書（本入札案内書34ページ）

イ 自動販売機設置事業申告書（本入札案内書35ページ）

ウ 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（本入札案内書36ページ）

エ 印鑑登録証明書

オ 身分証明書

破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）を提出してください。

カ 登記されていないことの証明書

成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出してください。

（お問合せ先）東京法務局後見登録課 電話03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課 電話045-641-7976

キ 国税の納税証明書（その3の2「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地費消費税」の未納税額のない証明用）

ク 市税の納税証明書（川崎市内に住所等を有する方のみ）

（ア）市民税・県民税

平成25年度及び平成26年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

（イ）固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

平成25年度及び平成26年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

ケ 確定申告の提出書類の写し（直前決算2年間分）

※ アの書類は、入札に参加する物件ごとに必要です。また、エ～キの書類は、発行後3か月以内に取得したもの（複写不可）を提出してください。

## 1.1 申込方法等

入札への参加を希望される方は、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の状況等を御自身で確認の上、お申込みください。なお、現地の状況を確認される際には、必ず財産管理者へ事前連絡の上、訪問されるようお願いします。

(1) 受付期間 平成28年2月8日（月）から2月10日（水）まで

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル13階）

川崎市財政局資産管理部資産運用課

電話 044-200-2087（直通）

※ 郵送による場合は、〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地としてください。

(3) 申込方法 (2)の受付場所に直接書類を持参又は郵送してください。なお、郵送による場合は、平成28年2月10日（水）必着とします。事前に電話連絡の上、配達日等の指定のある郵便又はサービスを御利用ください。

## 1.2 入札及び開札の日時、場所

- (1) 入札受付 平成28年2月19日（金）午前9時30分から10時まで
  - (2) 入札及び開札の日時 平成28年2月19日（金）午前10時
  - (3) 入札及び開札の場所 明治安田生命川崎ビル13階会議室  
川崎市川崎区宮本町6番地（本入札案内書裏表紙裏面案内図を参照）  
JR「川崎駅」下車徒歩約15分 京浜急行「京急川崎駅」下車徒歩約10分
  - (4) 入札結果の公表  
入札の結果（物件所在地、落札金額、相手方）は、開札後に市ホームページで公表します。
- ※ 郵送による入札は受け付けておりません。また、入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので時間に余裕を持ってお越しください。
- ※ 入札参加者以外は入札（開札）会場への入室はできません。また、会場のスペースの関係上、入札（開札）会場への入室は、各社（者）2名までとさせていただきます。

## 1.3 入札の手続

- (1) 入札保証金  
本入札に係る入札保証金の納付は免除します。
- (2) 入札時に持参する書類
  - ア 入札参加申込書の写し  
申込受付時にお渡ししたものを持参してください。
  - イ 入札書・委任状（本入札案内書37ページ）  
所定の様式に必要な事項を記載して記名押印してください。記載する入札金額は、1か月間の貸付料（消費税等相当額を含まないもの）の金額となりますので御注意ください。  
なお、委任状は、代理人の方（社員等の代表者以外の方を含みます。）が入札される場合に記載してください。代理の有無に関わらず委任状は入札書から切り離さないでください。
- (3) 入札方法
  - ア (2)の書類を持参し、入札開始前に受付を行ってください。
  - イ 入札開始前に入札書の記載事項等を再度御確認ください。
  - ウ 入札書を物件番号及び入札参加者名を記載した封筒に封入して投函してください。

※ 投函した入札書・委任状の書換え、引換え又は撤回はできませんので御注意ください。

※ 落札候補者となるべき方が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札候補者を決定します。落札候補者となるべき方は、「くじ」を辞退することはできません。

## 1.4 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 所定の日時までに入札保証金の納付のない者の入札（免除されている場合を除く。）
- (3) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字（アラビア数字とし、金額の頭初に「¥」を付したものを）をもって金額を表示しない入札書による入札
- (4) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 入札者の記名押印のない入札書による入札
- (7) 要領が不明確な入札書による入札
- (8) 入札に関して不正行為があった者の入札
- (9) 最低貸付料（「一時貸付物件一覧表」に記載）に達しない貸付料で入札した者の入札
- (10) その他この入札案内書で指定した以外の方法により入札した者の入札

## 1.5 落札者の決定及び入札参加資格の審査等

### (1) 自動販売機設置事業計画書（本入札案内書38ページ）

落札候補者には、落札された物件の各設置場所に設置する自動販売機の仕様（型式、年間消費電力量、外形寸法等）を記載した自動販売機設置事業計画書を入札日から1週間以内に提出していただきます。

### (2) 落札者の決定

最低貸付料以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち最高の価格をもって入札を行った方を落札候補者とします。開札後、落札候補者について、入札参加資格（前記「9 入札参加資格」に記載）を満たしているか、(1)により提出された自動販売機の仕様が、個別条件等を満たしているかの最終的な資格審査を行い、落札候補者を落札者として決定します。

なお、資格審査の結果、落札候補者に資格がないと認められたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を行い、資格が認められる者を落札候補者を落札者として決定します。

## 1.6 契約の締結等

### (1) 契約の締結

落札者は、平成28年3月11日（金）までに川崎市と市有財産一時貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。

なお、市有財産一時貸付契約書（案）は、本入札案内書24ページから32ページまでのおりです。なお、契約は総価（貸付料総額）で行い、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受人（落札者）の負担となります。

※ 契約締結期限までに本件契約を締結しない場合、落札は無効となります。この場合、川崎市契約規則第2条に基づき、最長3年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがありますので御注意ください。

### (2) 契約保証金

ア 本件契約締結日までに契約保証金として契約金額（貸付料総額）の10分の1以上（円未満切上げ）を納付していただきます。

イ 上記の契約保証金は、本件契約期間の満了後、貸付物件の原状回復を確認してから、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ 借受人（落札者）が本件契約上の義務を履行しないときは、川崎市は本件契約を解除します。この場合、地方自治法第234条の2第2項の規定により、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

また、借受人の申入れにより本件契約を解約したときは、納付された契約保証金は、川崎市に帰属することになります。

### (3) 契約の変更・解除

ア 借受人は、貸付期間の開始日から起算して1年を経過した日以降、理由を付した書面により契約の解約を申し入れることができます。この場合、当該申入れの日から6か月を経過した日の属する月の末日に貸付期間は終了するものとし、当該月までの貸付料をお支払いいただきます。なお、既納の貸付料及び契約保証金は返還されません。

イ 川崎市は、貸付期間中に一時貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、設置された自動販売機等の移設又は撤去を指示することがあります。この場合、契約を継続できるときは契約内容を変更し、継続できないときは契約の全部又は一部を解除します。

なお、解除することとなった場合は、撤去した自動販売機に係る既納の貸付料のうち、川崎市が貸付物件の返還を受けた日の翌日以降の分を返還します。

## 17 その他

### (1) 入札の中止等

本件入札は、やむを得ない事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。

### (2) 定めのない事項

本入札案内書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところによるほか、川崎市と借受人の協議により決定します。

### (3) お問い合わせ先

本入札案内書に関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル13階）

川崎市財政局資産管理部資産運用課

電話 044-200-2087

## 一時貸付物件一覧表

物件番号 1

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (地番)	貸付面積	消費税	最低貸付料 (円/月)
622	小倉第4市営住宅 (まちづくり局市街地開発部 住宅管理課 044-200-2951)	幸区小倉4丁目5-7	3.00 m <sup>2</sup>	非課税	12,000 円
623	菅生市営住宅 (まちづくり局市街地開発部 住宅管理課 044-200-2951)	宮前区犬蔵3丁目 5, 13	3.00 m <sup>2</sup>	非課税	
624	千年市営住宅 (まちづくり局市街地開発部 住宅管理課 044-200-2951)	高津区千年 1230	3.00 m <sup>2</sup>	非課税	
625	溝口駅南口広場整備事業(提 供用地) (建設緑政局道路河川整備部 道路整備課)	高津区久本1丁目4 (高津区久本1丁目 527-17)	3.00 m <sup>2</sup>	非課税	

物件番号 2

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	最低貸付料 (円/月)
288	王禅寺処理センター・プラザ 棟1階 (環境局施設部処理計画課 044-200-2590)	麻生区王禅寺 1285	0.96 m <sup>2</sup>	課税	68,000 円
292	王禅寺処理センター・資源化 処理棟3階 (環境局施設部処理計画課 044-200-2590)	麻生区王禅寺 1285	0.96 m <sup>2</sup>	課税	
294	王禅寺処理センター・プラザ 棟4階 (環境局施設部処理計画課 044-200-2590)	麻生区王禅寺 1285	0.96 m <sup>2</sup>	課税	

物件番号 3

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	最低貸付料 (円/月)
289	王禅寺処理センター・プラザ 棟1階 (環境局施設部処理計画課 044-200-2590)	麻生区王禅寺 1285	0.96 m <sup>2</sup>	課税	68,000 円
293	王禅寺処理センター・資源化 処理棟3階 (環境局施設部処理計画課 044-200-2590)	麻生区王禅寺 1285	0.96 m <sup>2</sup>	課税	
295	王禅寺処理センター・プラザ 棟4階 (環境局施設部処理計画課 044-200-2590)	麻生区王禅寺 1285	0.96 m <sup>2</sup>	課税	

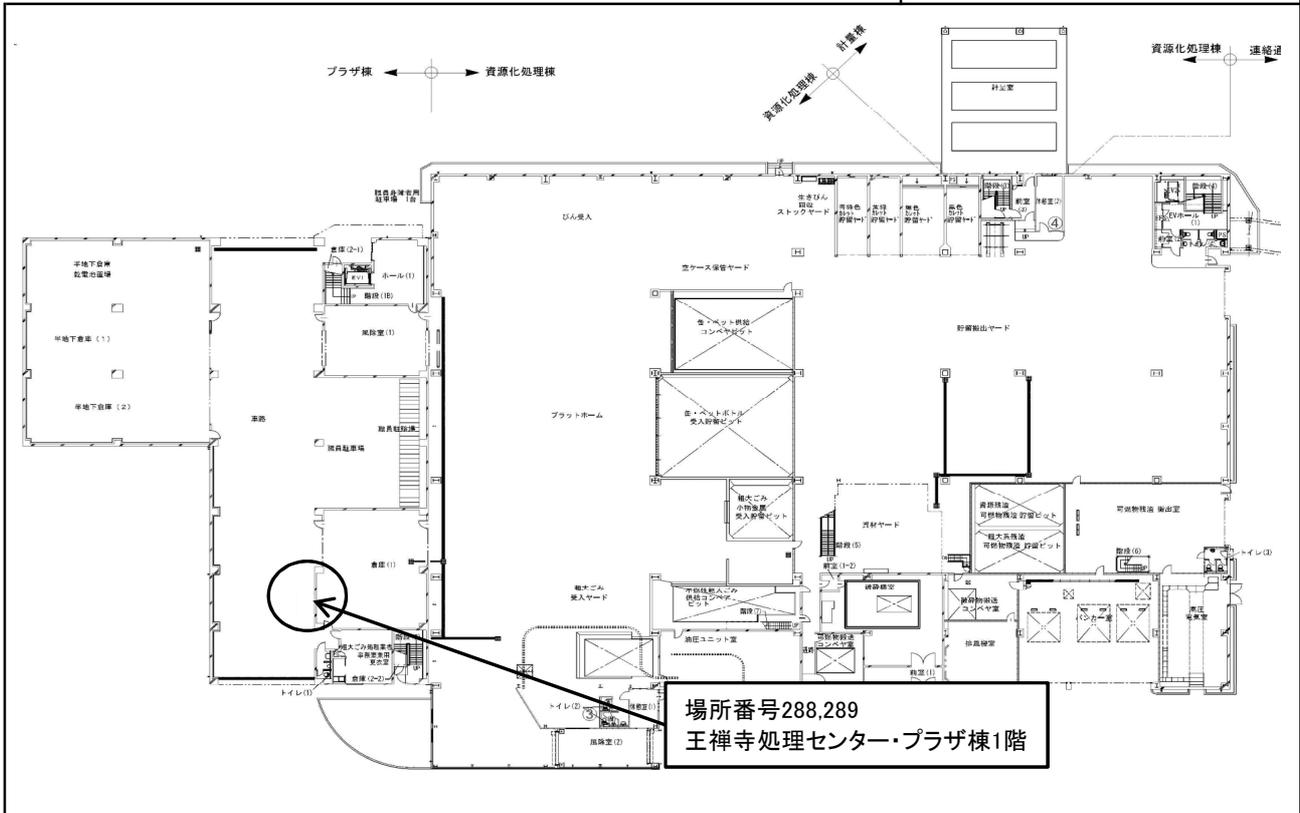
物件番号 4

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	最低貸付料 (円/月)
290	王禅寺処理センター・資源化 処理棟1階 (環境局施設部処理計画課 044-200-2590)	麻生区王禅寺 1285	0.96 m <sup>2</sup>	課税	49,000 円
291	王禅寺処理センター・資源化 処理棟1階 (環境局施設部処理計画課 044-200-2590)	麻生区王禅寺 1285	0.96 m <sup>2</sup>	課税	
296	川崎市立宮崎台小学校 (川崎市立宮崎台小学校 044-855-9600)	宮前区宮崎3丁目 18-2	0.96 m <sup>2</sup>	課税	

# 王禅寺処理センター・プラザ棟1階

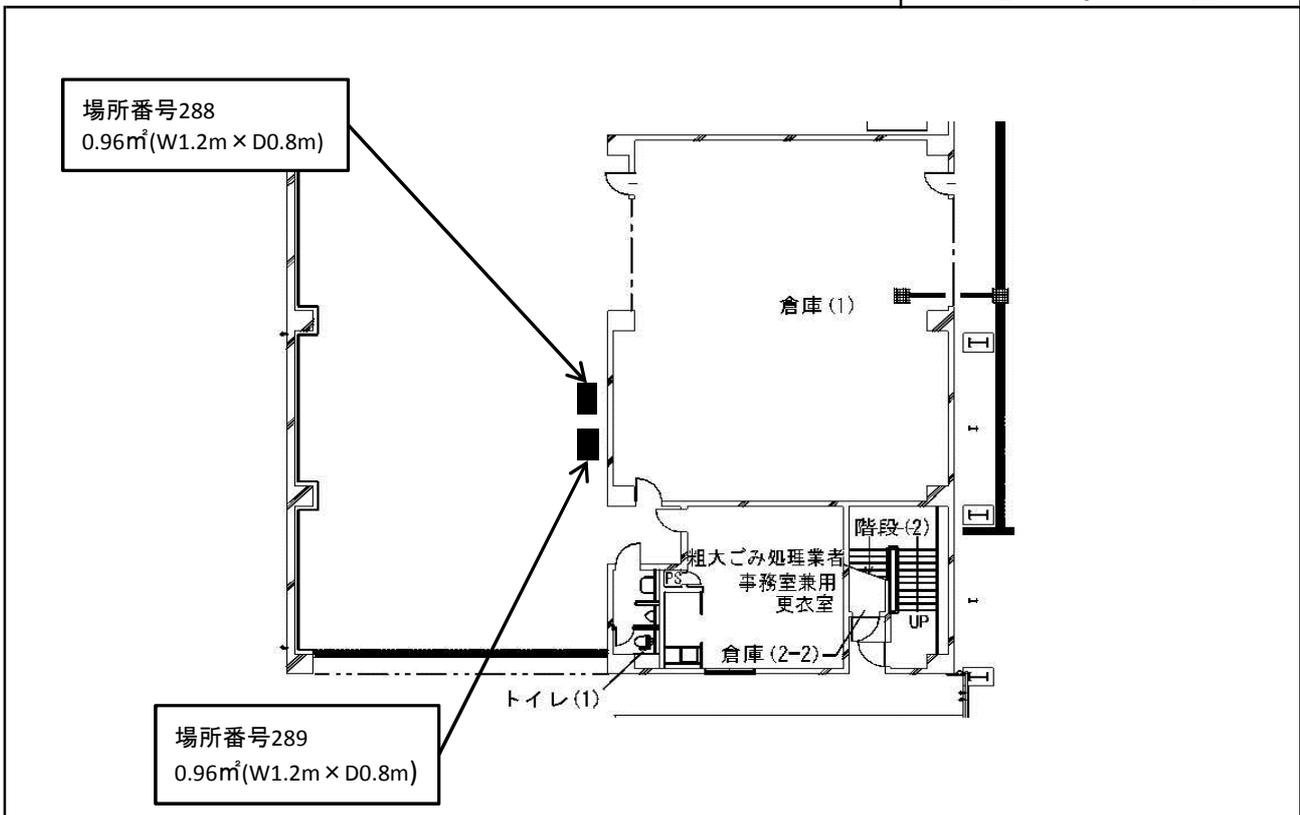
場所番号	288,289	所在地	麻生区王禅寺1285
------	---------	-----	------------

## 案内図



場所番号288,289  
王禅寺処理センター・プラザ棟1階

## 配置図



場所番号288  
0.96㎡(W1.2m × D0.8m)

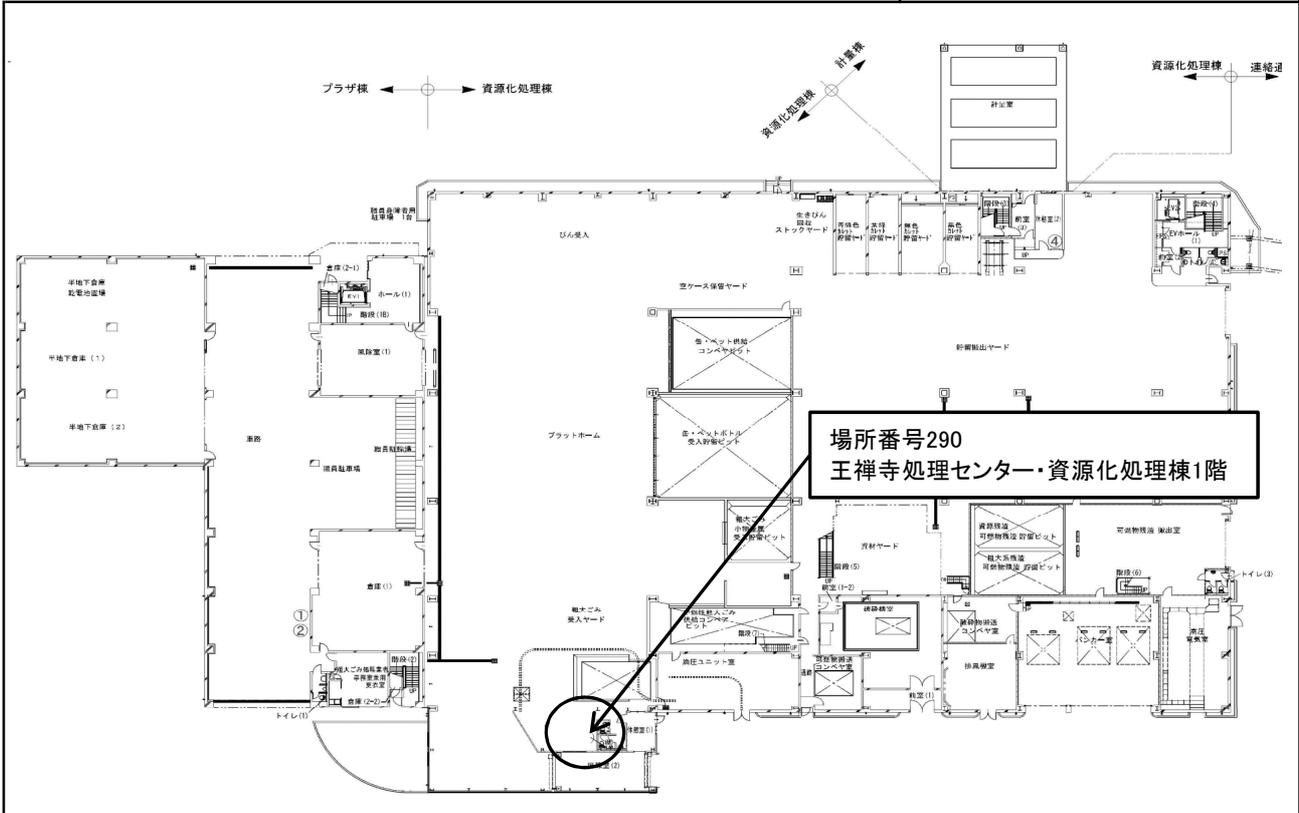
場所番号289  
0.96㎡(W1.2m × D0.8m)

※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

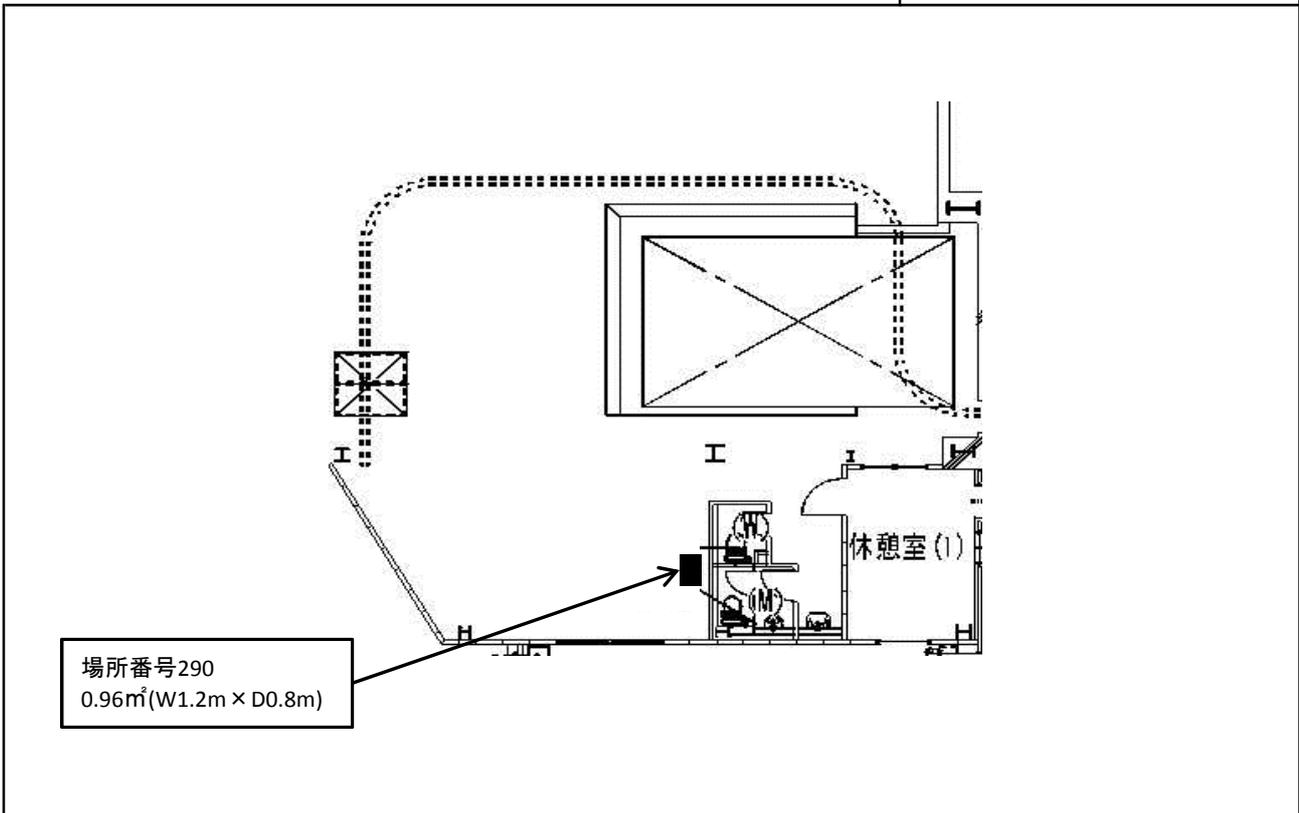
# 王禅寺処理センター・資源化処理棟1階

場所番号	290	所在地	麻生区王禅寺1285
------	-----	-----	------------

## 案内図



## 配置図

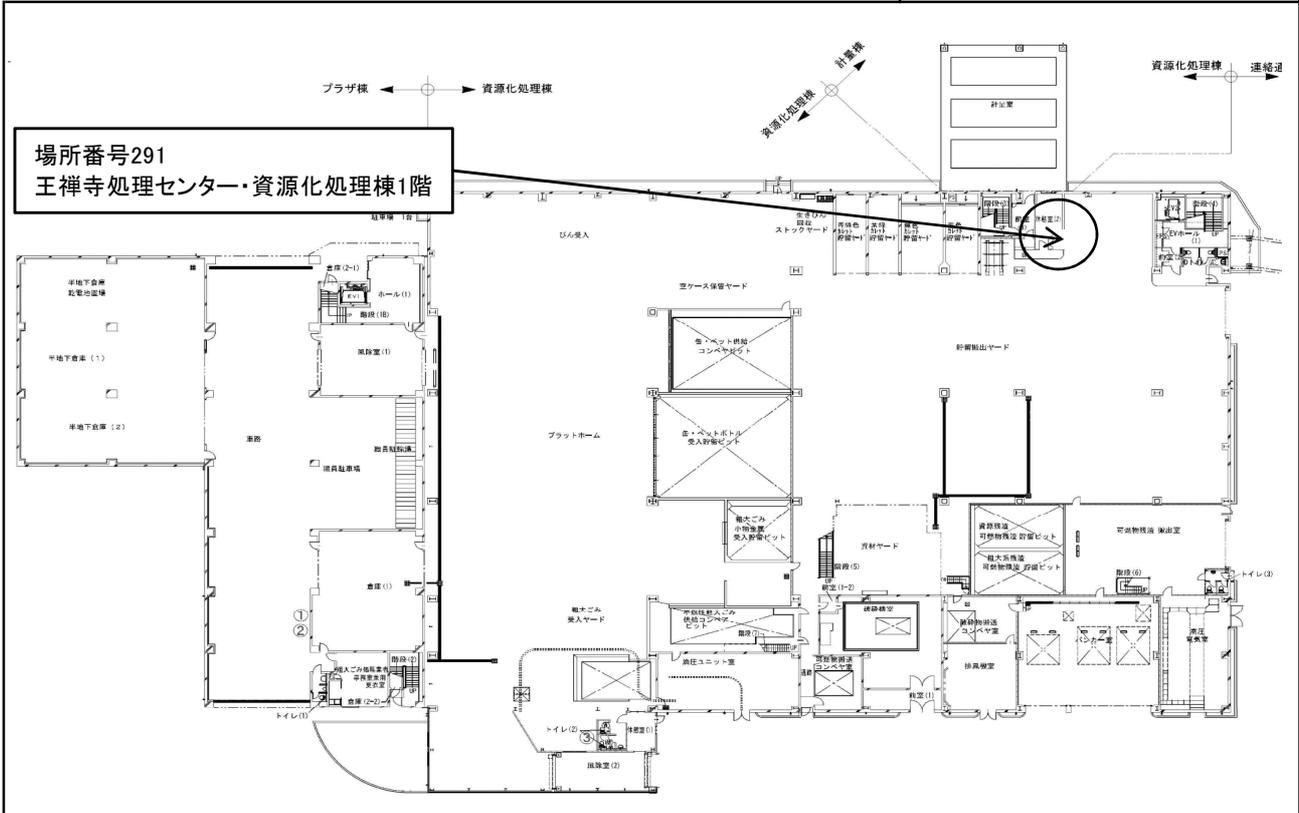


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

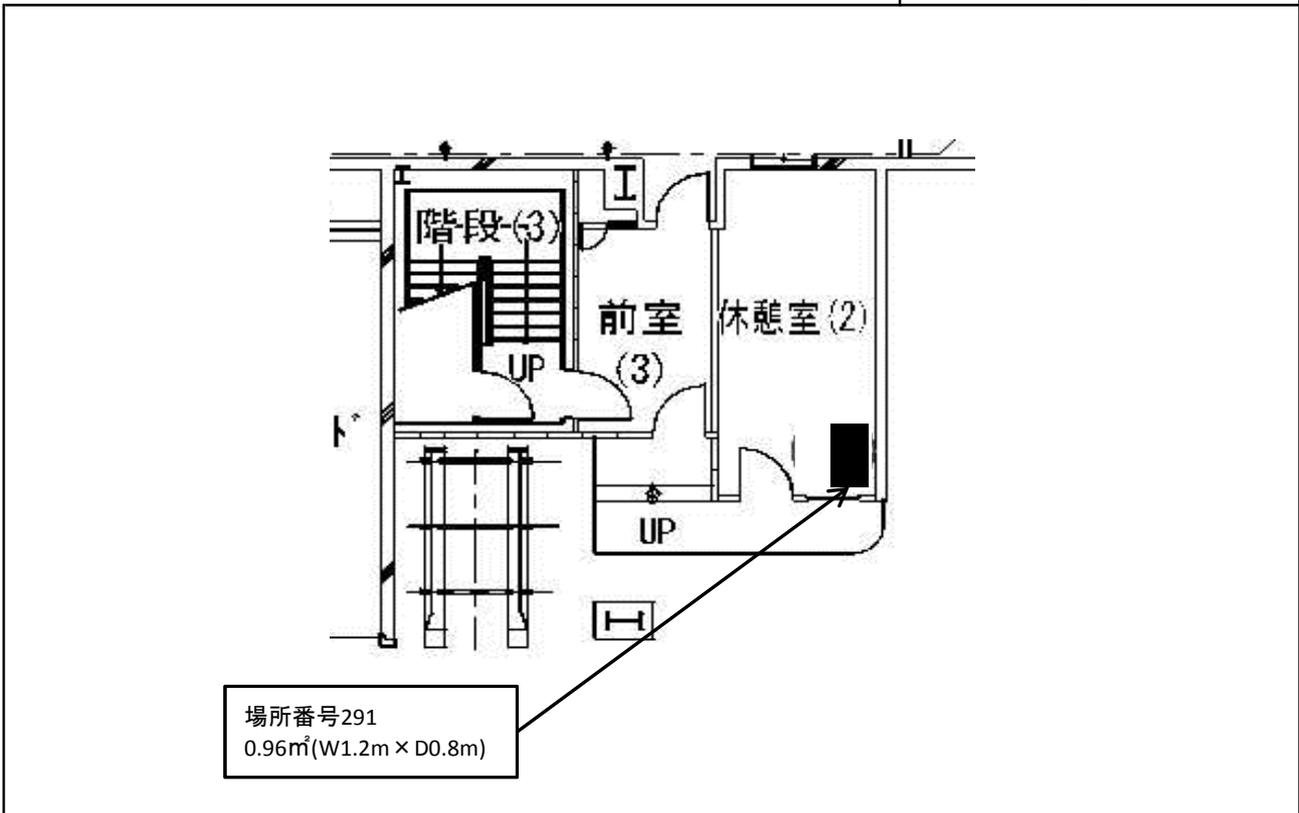
# 王禅寺処理センター・資源化処理棟1階

場所番号	291	所在地	麻生区王禅寺1285
------	-----	-----	------------

## 案内図



## 配置図

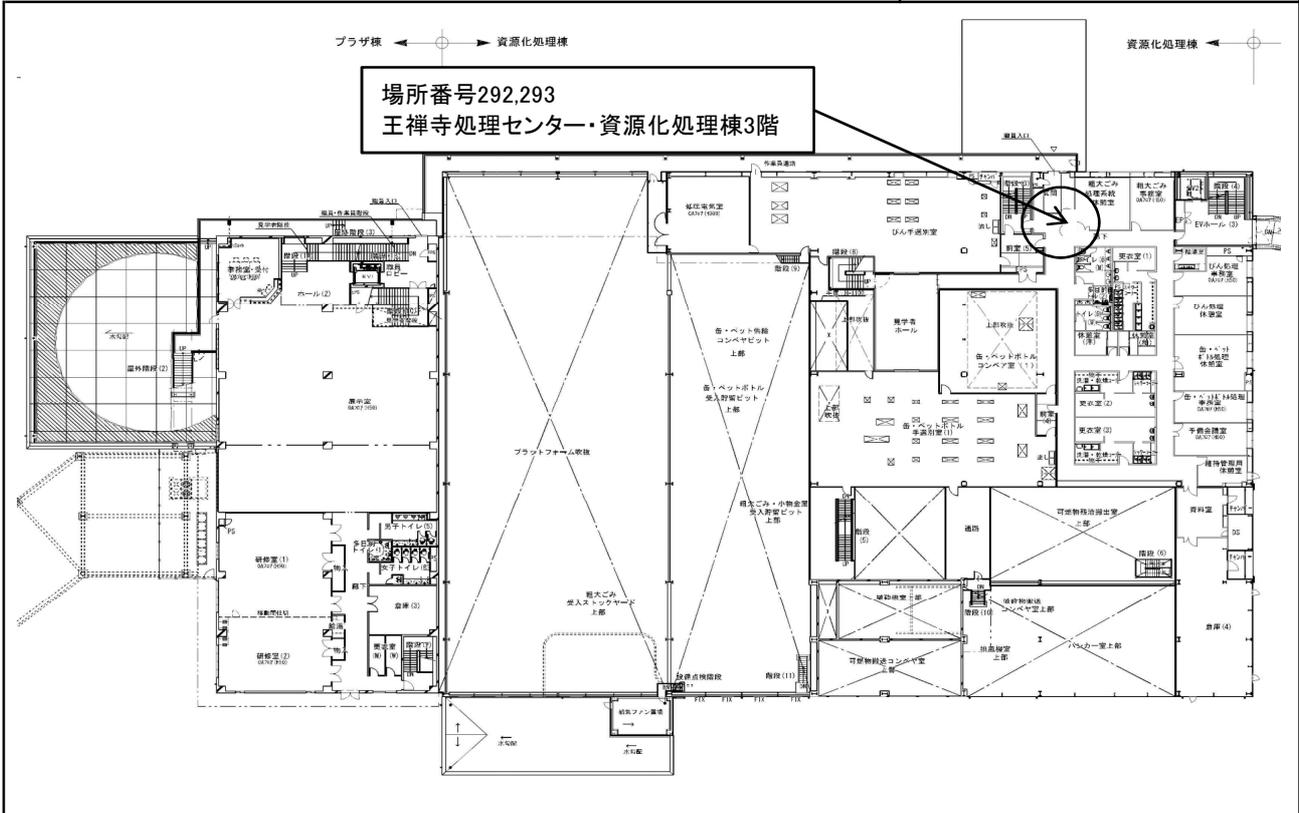


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

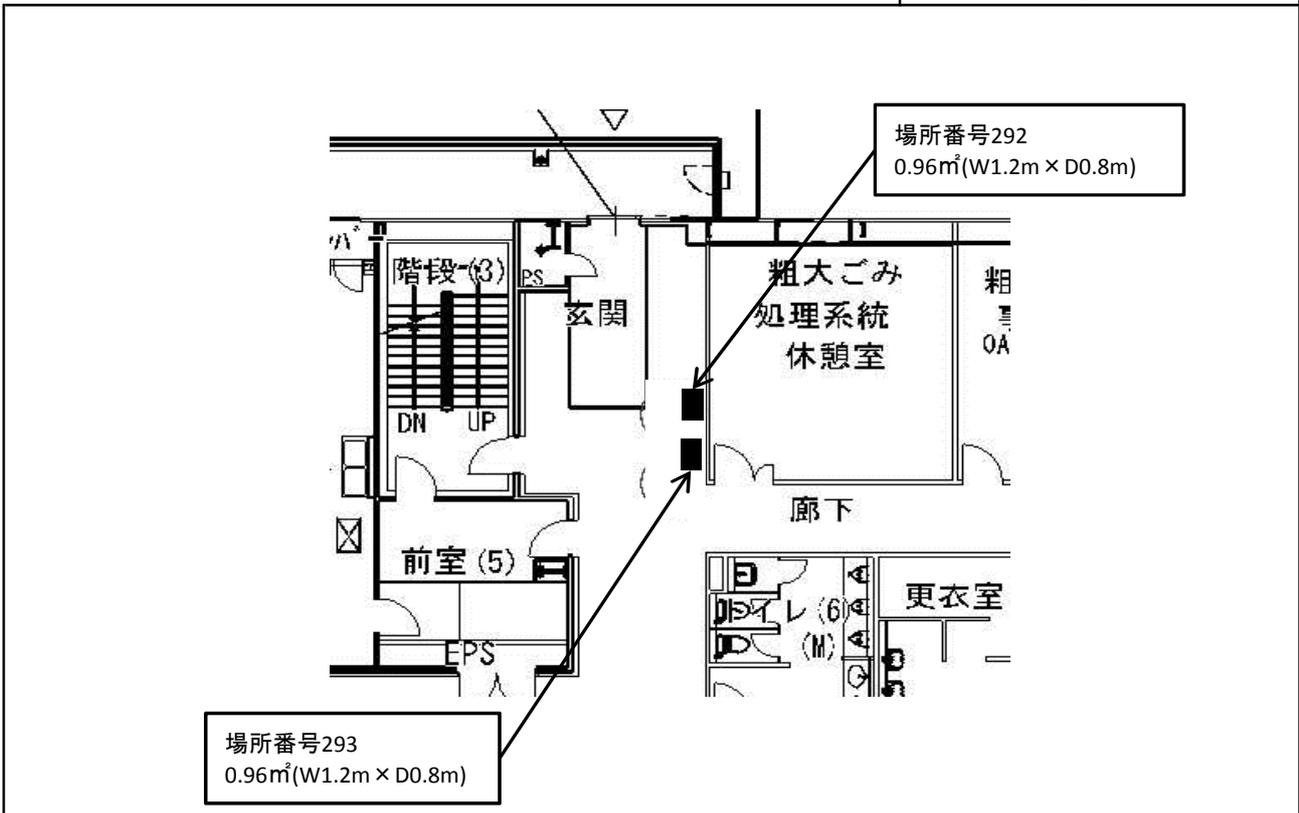
# 王禅寺処理センター・資源化処理棟3階

場所番号	292,293	所在地	麻生区王禅寺1285
------	---------	-----	------------

## 案内図



## 配置図



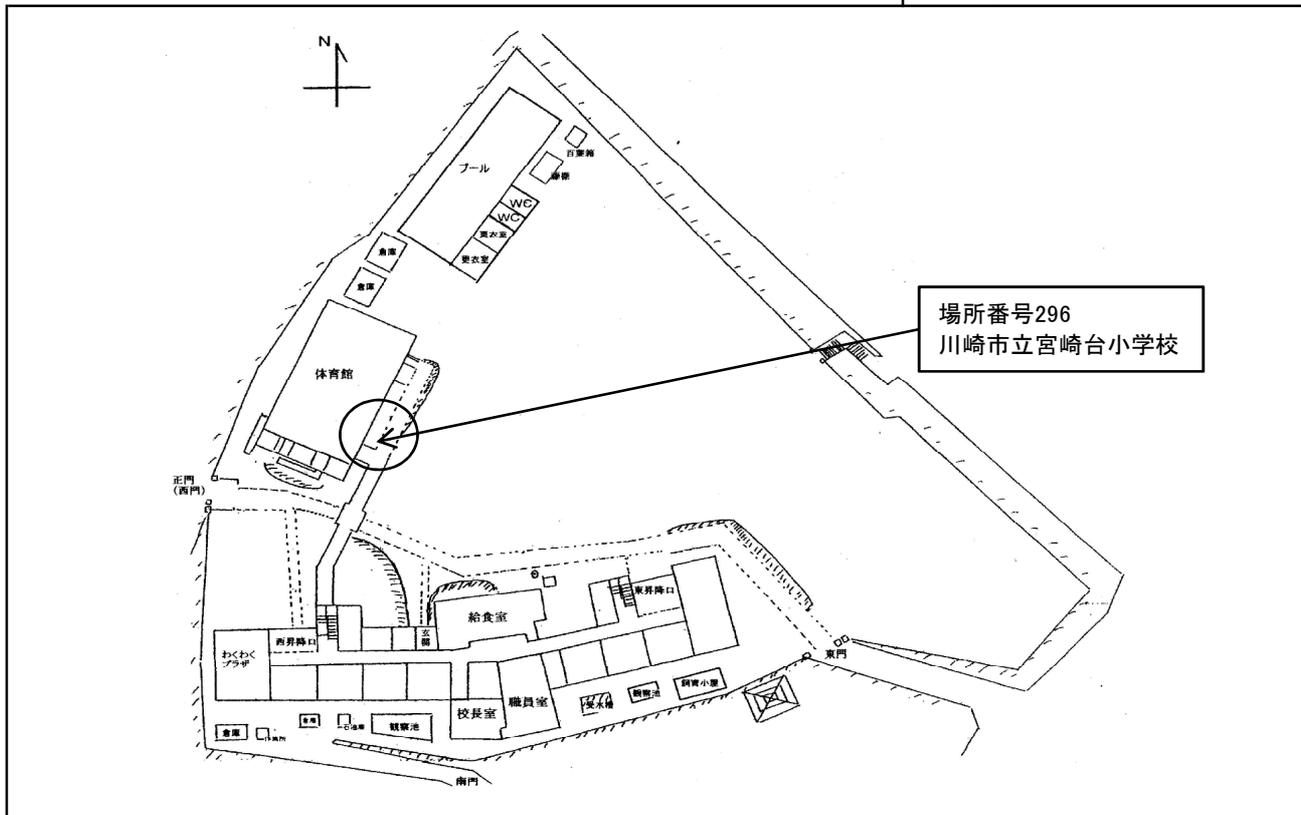
※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。



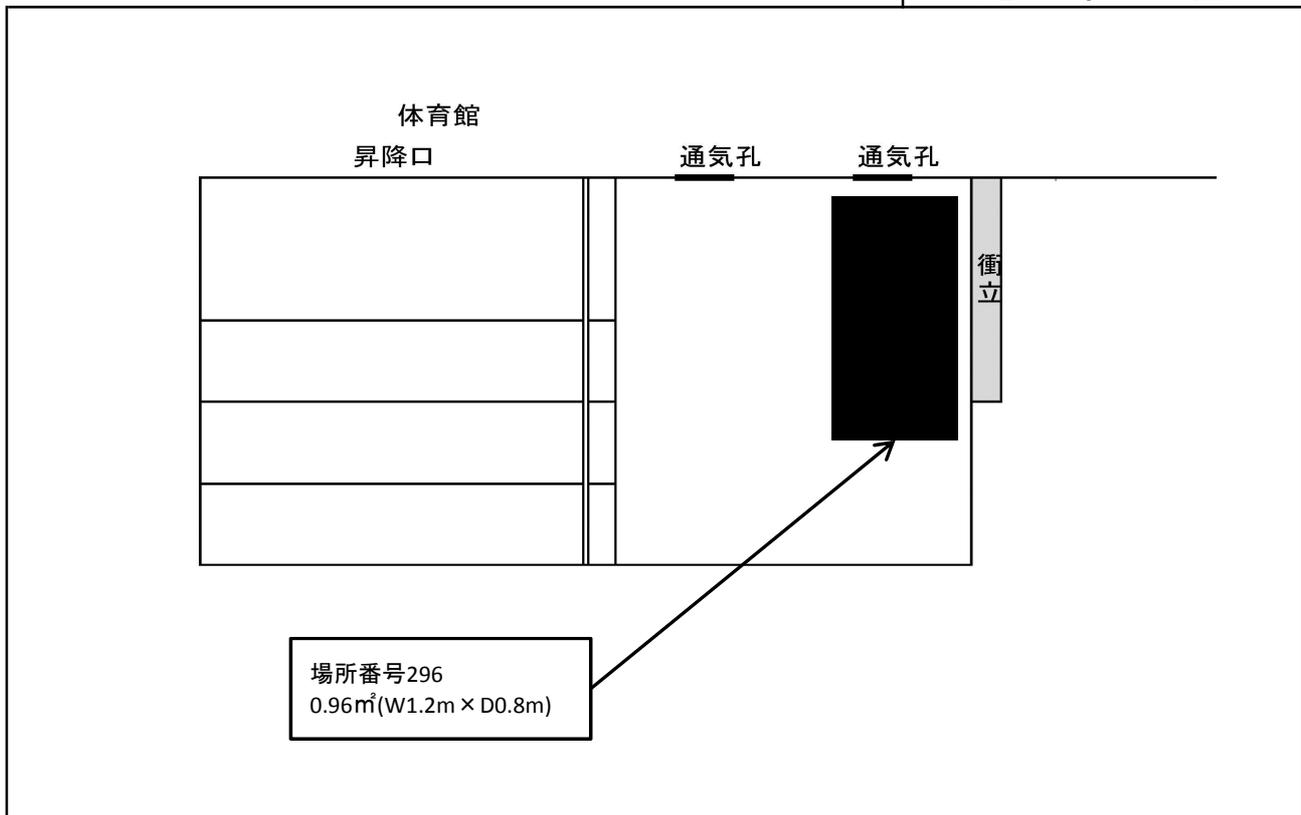
# 川崎市立宮崎台小学校

場所番号	296	所在地	宮前区宮崎3丁目18-2
------	-----	-----	--------------

## 案内図



## 配置図



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

# 小倉第4市営住宅

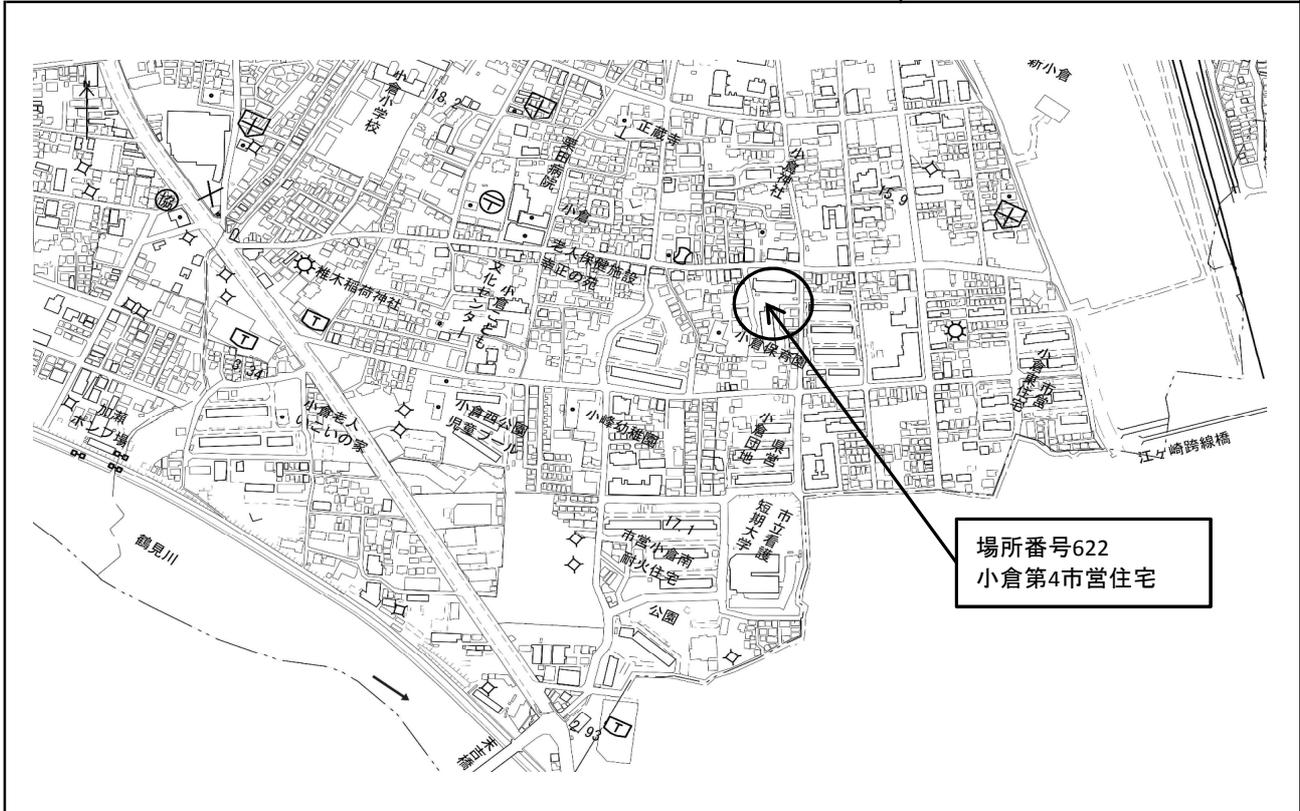
場所番号

622

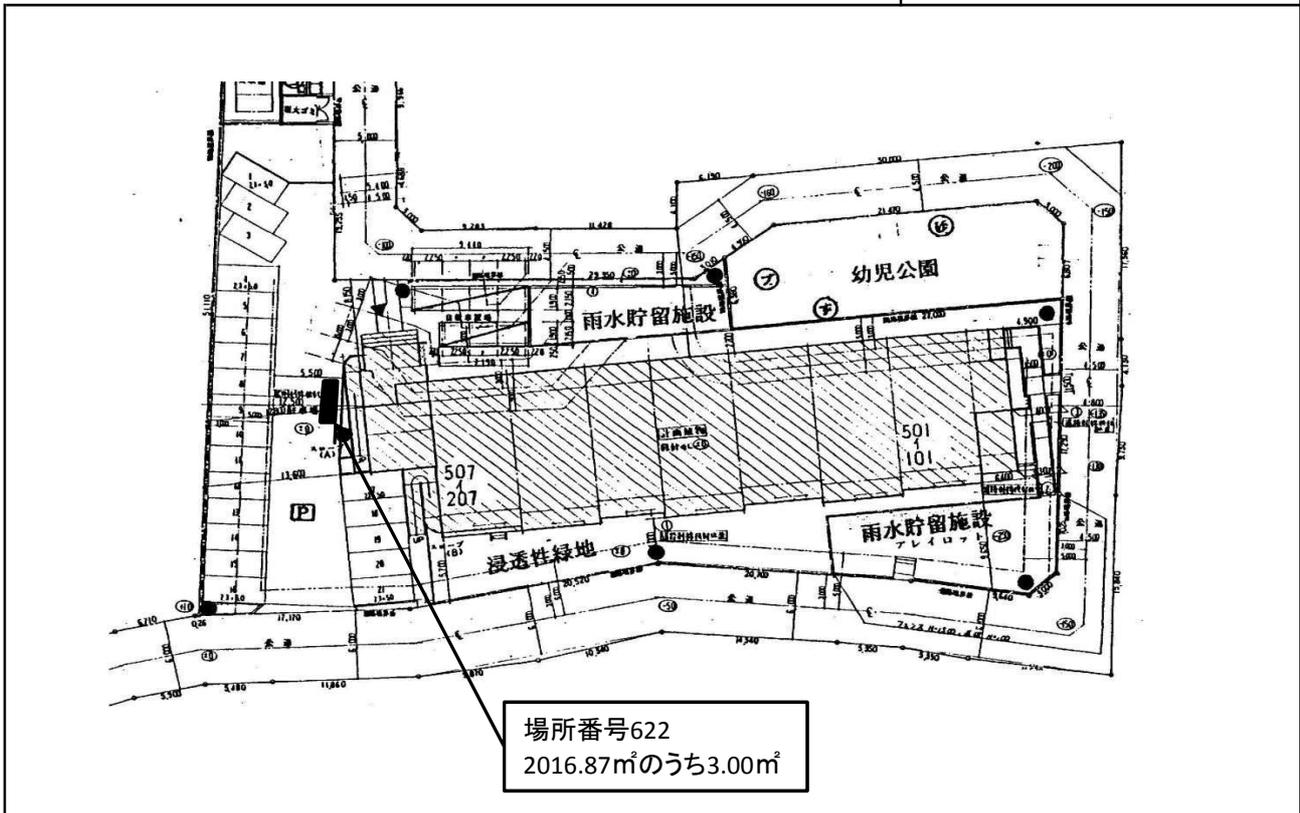
所在地

幸区小倉4丁目5-7

## 案内図



## 配置図

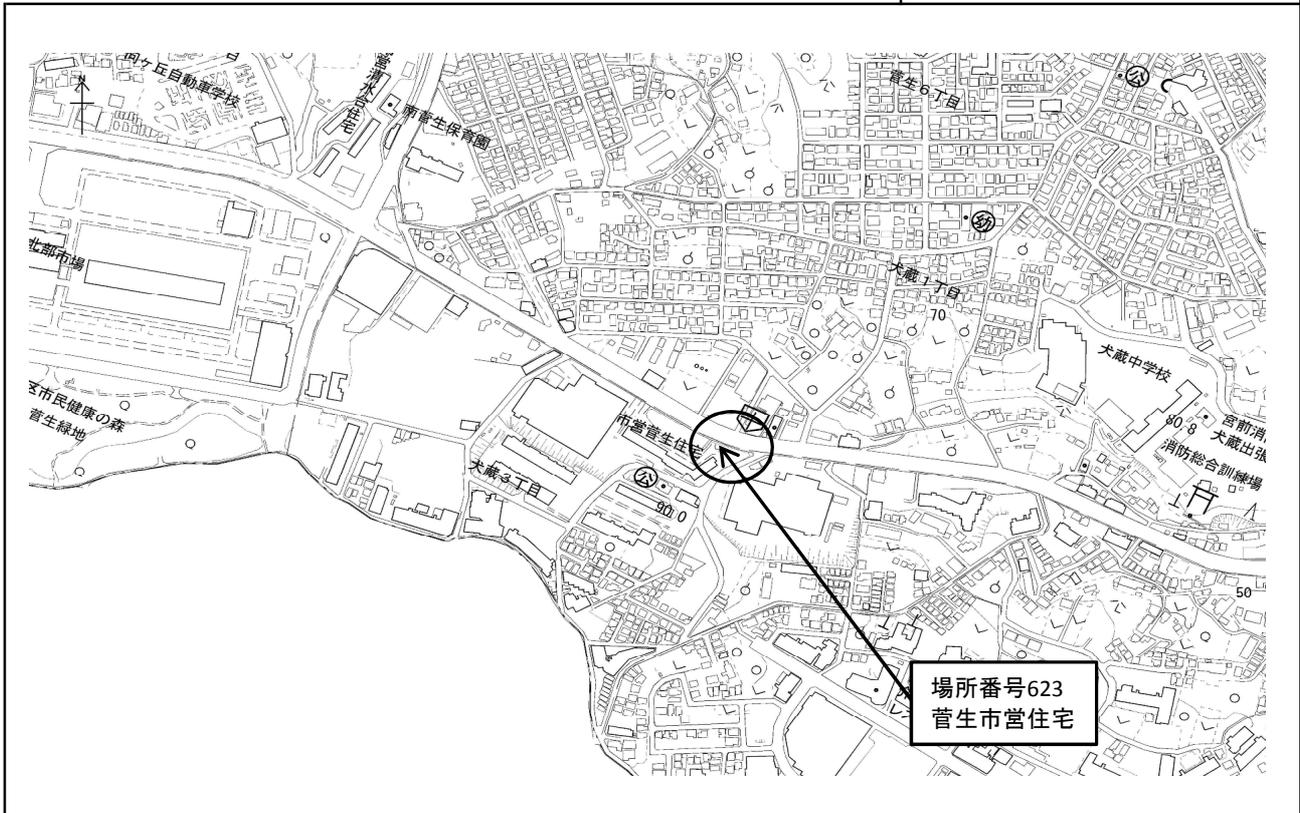


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

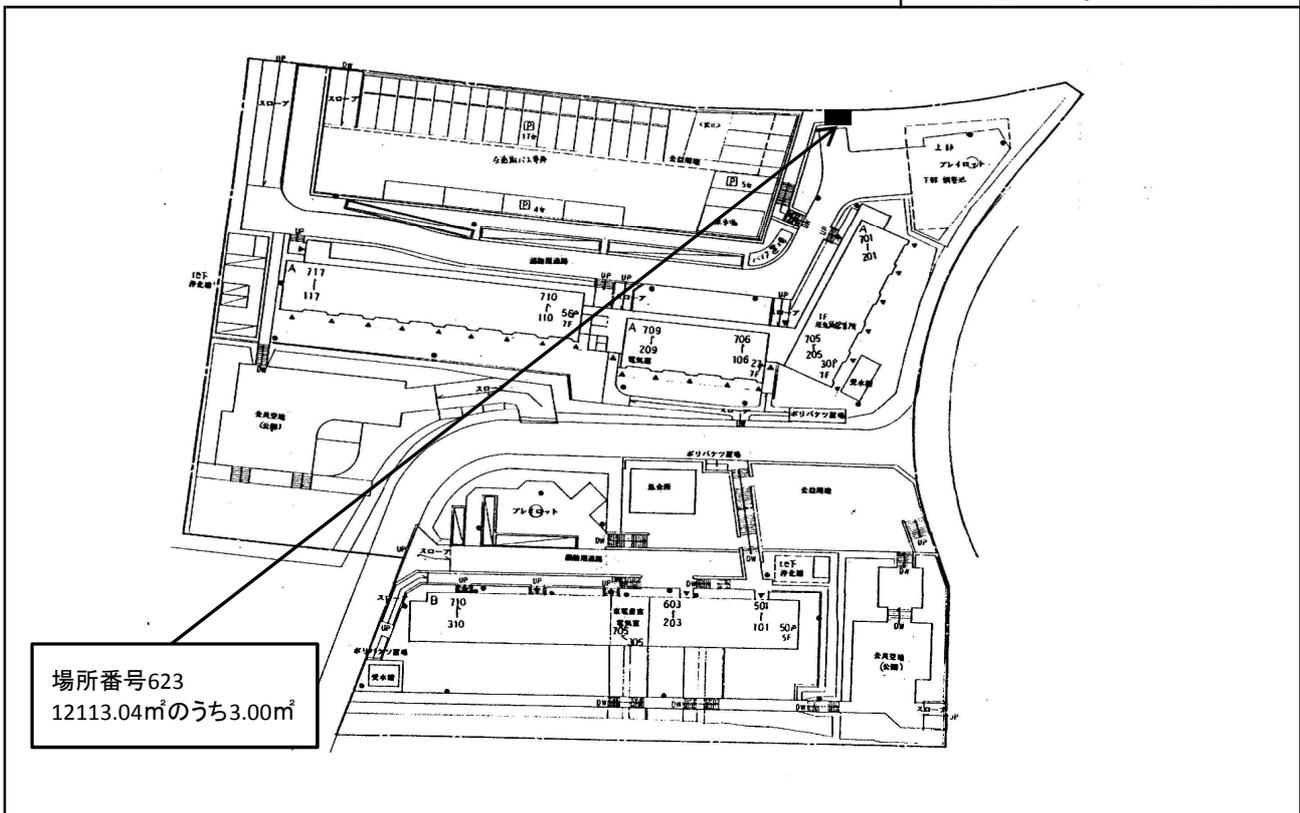
# 菅生市営住宅

場所番号	623	所在地	宮前区犬蔵3丁目5、13
------	-----	-----	--------------

## 案内図



## 配置図

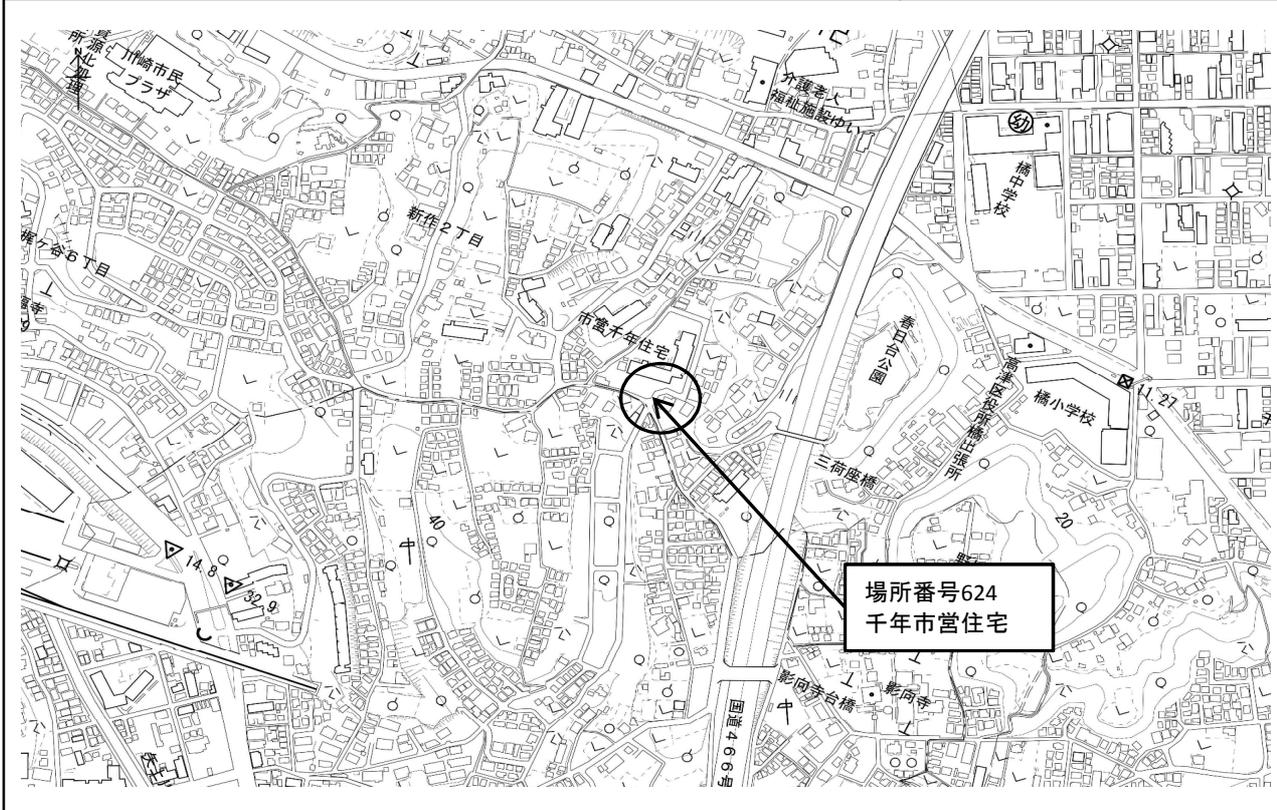


※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

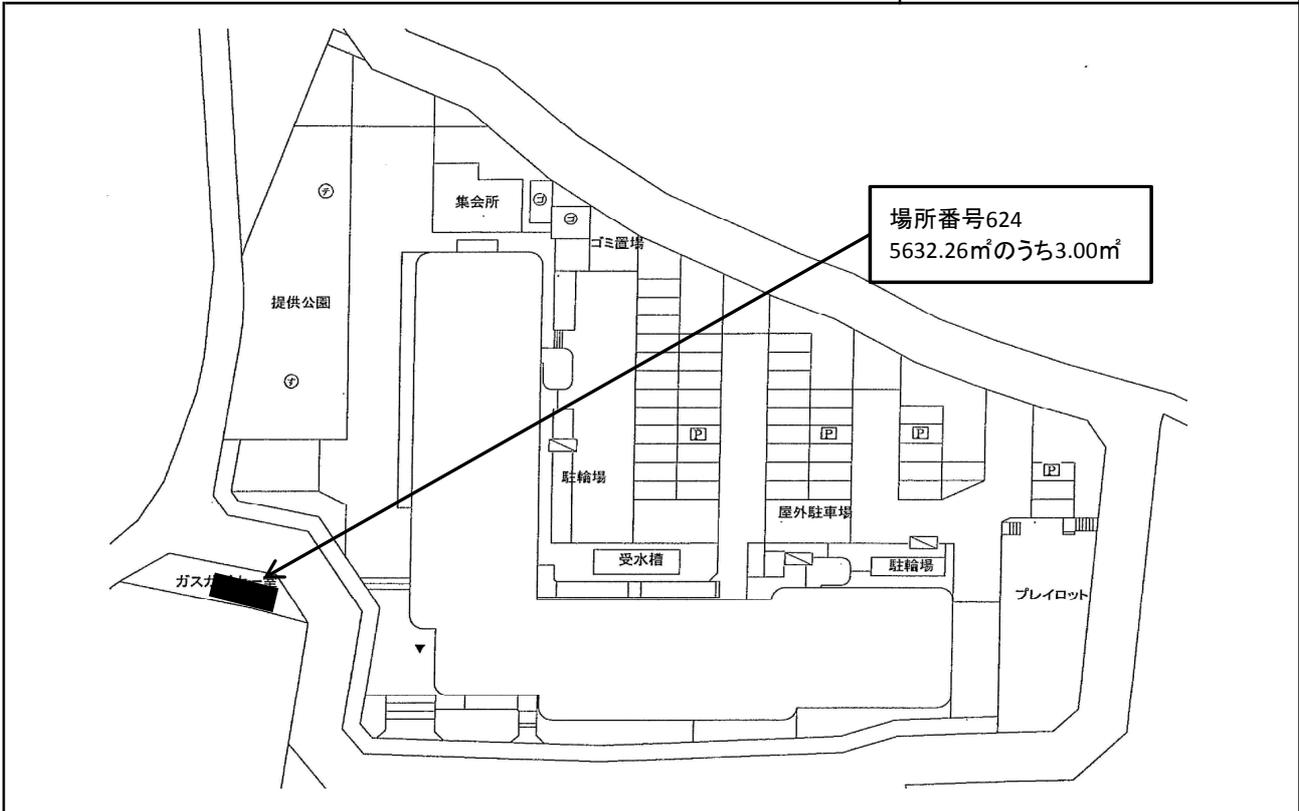
# 千年市営住宅

場所番号	624	所在地	高津区千年1230
------	-----	-----	-----------

## 案内図



## 配置図



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

# 溝口駅南口広場整備事業(提供用地)

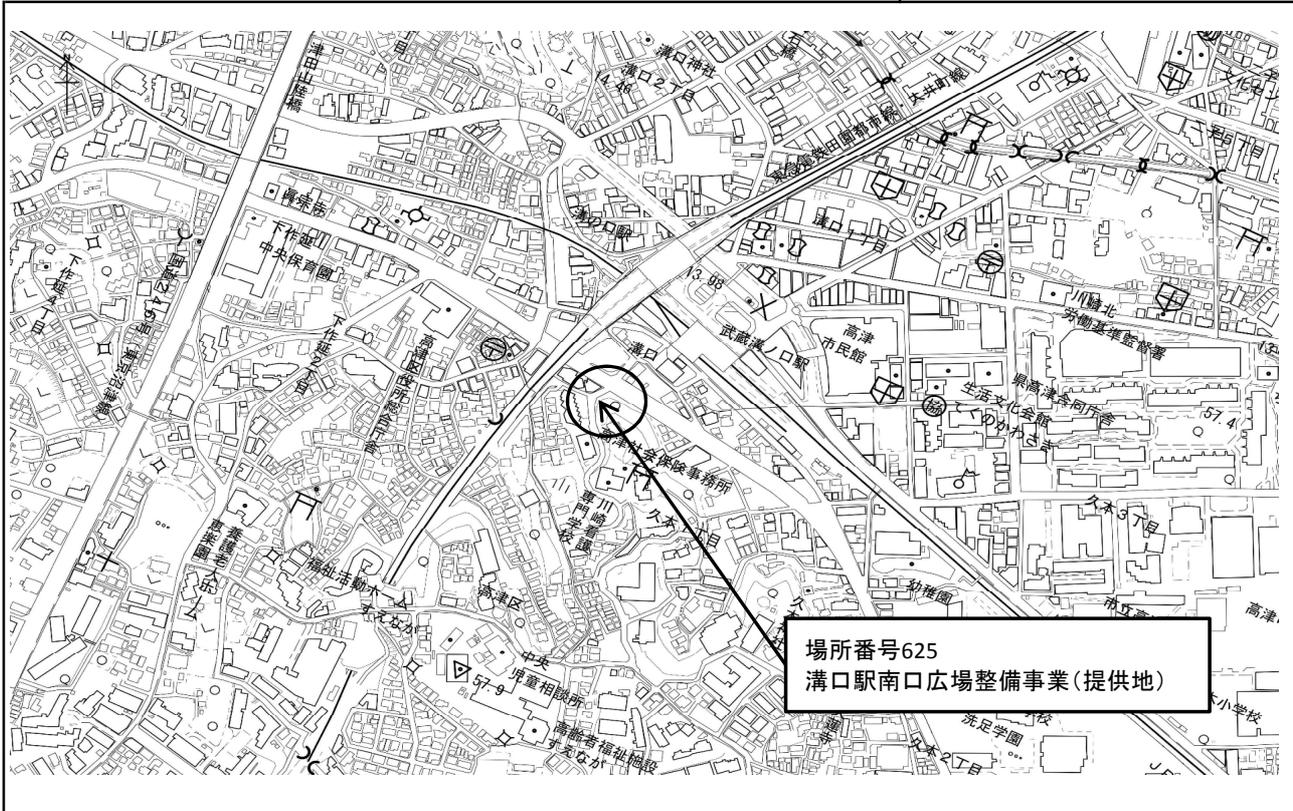
場所番号

625

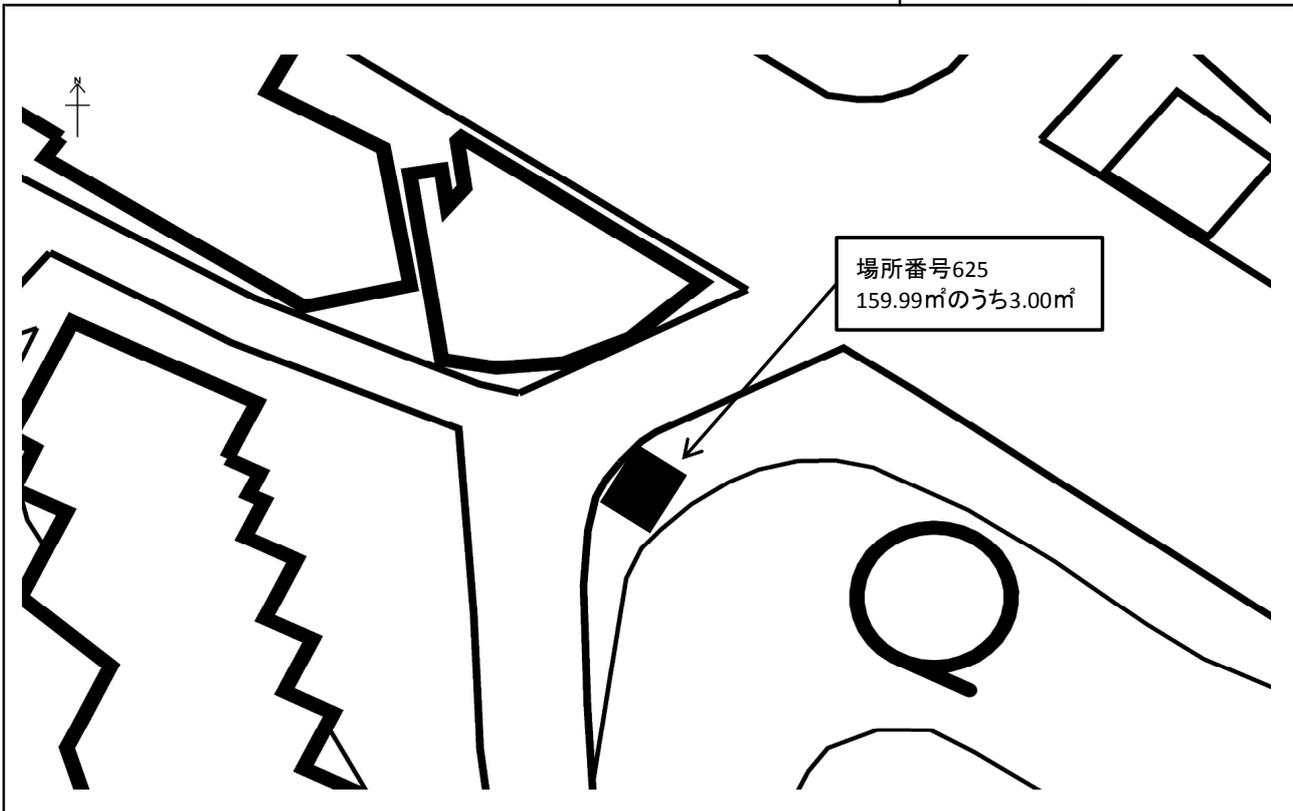
所在地

高津区久本1丁目4

## 案内図



## 配置図



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

## 個別条件仕様書

物件番号 1

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者)	設置・運営	販売品
622	小倉第4市営住宅 (まちづくり局市街地開発部住宅管理課)	・省エネ (別記1) ・電気工事等 (別記2)	・飲料
623	菅生市営住宅 (まちづくり局市街地開発部住宅管理課)	・省エネ (別記1) ・電気工事等 (別記2)	・飲料
624	千年市営住宅 (まちづくり局市街地開発部住宅管理課)	・省エネ (別記1) ・電気工事等 (別記2)	・飲料
625	溝口駅南口広場整備事業 (提供用地) (建設緑政局道路河川整備部道路整備課)	・省エネ (別記1) ・電気工事等 (別記2)	・飲料

物件番号 2

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者)	設置・運営	販売品
288	王禅寺処理センター・プラザ棟1階 (環境局王禅寺処理センター)	・省エネ (別記1)	・飲料
292	王禅寺処理センター・資源化処理棟3階 (環境局王禅寺処理センター)	・省エネ (別記1)	・飲料
294	王禅寺処理センター・プラザ棟4階 (環境局王禅寺処理センター)	・省エネ (別記1)	・飲料

物件番号 3

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者)	設置・運営	販売品
289	王禅寺処理センター・プラザ棟1 階 (環境局王禅寺処理センター)	・省エネ (別記1)	・飲料
293	王禅寺処理センター・資源化処理 棟3階 (環境局王禅寺処理センター)	・省エネ (別記1)	・飲料
295	王禅寺処理センター・プラザ棟4 階 (環境局王禅寺処理センター)	・省エネ (別記1)	・飲料

物件番号 4

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者)	設置・運営	販売品
290	王禅寺処理センター・資源化処理 棟1階 (環境局王禅寺処理センター)	・省エネ (別記1)	・飲料
291	王禅寺処理センター・資源化処理 棟1階 (環境局王禅寺処理センター)	・省エネ (別記1)	・飲料
296	川崎市立宮崎台小学校 (教育委員会教育環境整備推進 課)	・省エネ (別記1) ・災害対応 (別記3) ・AED付	・飲料

[別記1]

ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(平成24(2012)年以降の年式で、年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。また、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

[別記2]

電源の引込み工事を要する。

[別記3]

市内に震度5強以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とすること。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とする。

## 一時貸付物件に関する留意事項

### 1 新規の一時貸付物件について

(1) 市営住宅（場所番号 622～624）

公共賃貸住宅の敷地内に自動販売機を設置するものです。

<参考>

○戸数・世帯数・入居者数（平成26年12月時点）

住宅名	管理戸数	世帯数	入居者数
小倉第4市営住宅	34	34	79
菅生市営住宅	163	155	333
千年市営住宅	75	73	184

(2) 溝口駅南口広場整備事業（提供用地）（場所番号 625）

溝口駅南口広場整備事業残地に自動販売機を設置するものです。

(3) 王禅寺処理センター（場所番号 288～295）

当該施設の職員数は、84名程度です。

(4) 川崎市立宮崎台小学校（場所番号 296）

当該施設は、学校教育に支障の無い範囲で、施設を市民に開放しており、開放時の年間利用者は約6,500人です。

## 市有財産一時貸付契約書（案）

- 1 件 名 平成27年度  
一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）  
一時貸付け 物件番号〇
- 2 一時貸付物件 一時貸付物件一覧表のとおり
- 3 貸付料（契約金額） <物件番号〇>（消費税が課税されるもの）  
金 円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）  
各年度の納入額は、納入通知額一覧表のとおり  
<物件番号〇>（消費税が課税されないもの）  
金 円  
各年度の納入額は、納入通知額一覧表のとおり
- 4 貸付期間 <物件番号〇>  
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約保証金 金 円 （契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)の額）
- 6 個別条件 個別条件仕様書のとおり

上記の一時貸付物件について、川崎市を貸付人、 を借受人とし、「平成27年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付けの案内書」（以下「入札案内書」という。）に基づき、貸付人と借受人との間において、「自動販売機設置場所一時貸付契約約款」により一時貸付契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人と借受人とがそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 月 日

貸付人 川崎市

川崎市長 福田 紀彦

借受人 住 所

氏 名



### 納入通知額一覧表

物件番号 ○

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者)	納入通知額 (円) (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
		( )	( )	( )	( )
		( )	( )	( )	( )
		( )	( )	( )	( )
		( )	( )	( )	( )
		( )	( )	( )	( )
		( )	( )	( )	( )
		( )	( )	( )	( )
		( )	( )	( )	( )
		( )	( )	( )	( )
		( )	( )	( )	( )
		( )	( )	( )	( )
		( )	( )	( )	( )
計		( )	( )	( )	( )

## 個別条件仕様書

物件番号 ○

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者)	設置・運営	販売品

## 自動販売機設置場所一時貸付契約約款

(目的)

第1条 この約款は、本件契約の履行について必要な事項を定めるものとする。

(用途の指定等)

第2条 借受人は、一時貸付物件に自動販売機及び飲料容器等の回収容器等（以下「自動販売機等」という。）を設置して運営する事業（以下「自動販売機設置事業」という。）を行うものとする。

2 借受人は、自ら自動販売機設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費その他の費用を負担して、一時貸付物件を自動販売機設置事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。

(禁止事項)

第3条 借受人は、一時貸付物件について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 一時貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置すること。
- (3) 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。
- (4) 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (5) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (6) 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

2 借受人は、財産管理者（本契約書に定める者をいう。以下同じ。）が電源等の確保のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、一時貸付物件に電気設備、地下埋設物その他の工作物を設置することができる。

(自動販売機等の設置等)

第4条 借受人は、次の各号に掲げる事項その他本契約書に定める個別条件を遵守して自動販売機設置事業を行わなければならない。

- (1) 貸付期間を通じて、自動販売機等が常時使用可能な状態で設置されていること。
- (2) 自動販売機等（借受人が前条の規定により設置する工作物を含む。以下同じ。）の設置及び維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者及び近隣住民の安全並びに周辺環境の保全に十分配慮すること。
- (3) 自動販売機の販売品（以下「販売品」という。）の在庫管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。
- (4) 自動販売機の付近に原則として1個以上の飲料容器等の回収容器等を設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して適正に処分すること。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）を遵守し、販売品の賞味期限等の衛生管理対策の徹底を図ること。
- (6) 川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）、川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（平成7年川崎市条例第11号）その他の関係法令を遵守すること。
- (7) 自動販売機等は、財産管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

2 借受人は、貸付期間の開始後、速やかに指定の位置に自動販売機等を設置すること。

3 前項の自動販売機等の設置は、財産管理者の指示に従って行うものとし、設置後において財産管理者が、安全管理上支障があると認めた場合には、その指示に従い速やかに必要な措置を講じること。

(自動販売機等の移設等)

第5条 財産管理者が、財産管理上の事情等により、一時貸付物件として指定した位置を変更せざるを得ないと判断したときは、借受人に自動販売機等の移設を指示することができる。ただし、移設により著しく自動販売機設置事業に影響が出ると想定される場合は、貸付人と借受人とが協議の上、その対応を決定する。

2 財産管理者が、財産管理上の事情等により、自動販売機等の移設先を確保できないと判断したときは、借受人に当該自動販売機等の撤去を指示することができる。この場合、第23条による本件契約の全部又は一部の解除があったものとみなす。

3 第1項及び前項の指示による移設又は撤去は、借受人の負担において行うものとする。

(販売品)

第6条 販売品は、本契約書に定める個別条件を遵守するものでなければならない。ただし、財産管理

者が認めた場合を除く。

- 2 酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品は、前項の規定に関わらず販売することができない。

（貸付料）

第7条 借受人は、本契約書に定める納入通知額の各納入年度分の貸付料を、貸付人が財産管理者ごとに発行する納入通知書により、貸付人に納入しなければならない。

- 2 借受人は、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、それ以降の年度分の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに、貸付人に納入しなければならない。ただし、それらの納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とする。
- 3 貸付人は、第22条第1項の規定により本件契約を解除したとき、又は第24条の規定により本件契約が終了したときは、既納の貸付料を借受人に返還しない。

（貸付料の改定）

第8条 貸付人は、一時貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができる。

- 2 貸付人が前項の規定に基づき、借受人に対して貸付料の増額を請求したときは、貸付人と借受人とが協議の上、その額を決定するものとする。

（貸付料の延滞料）

第9条 借受人は、第7条第2項の納入の期限とする日までに貸付料を納入しないときは、当該日の翌日から納入した日までの日数に応じ、その貸付料の金額に年14.5パーセントの割合で計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が500円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。）を延滞料として、貸付人の発行する納付書により、貸付人に納付しなければならない。

（契約保証金）

第10条 借受人は、本件契約の締結と同時に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として、本契約書に定める契約保証金の額を貸付人の発行する納付書により、貸付人に納付しなければならない。

- 2 第8条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、増額後の貸付料（契約金額）の10分の1以上（円未満切上げ）となるように、貸付料増額の日から改定されるものとし、借受人は、増額後の契約保証金の額と従前の契約保証金の額との差額を、貸付人の発行する納付書により、当該増額の日から30日以内に貸付人に納付しなければならない。
- 3 貸付人が第22条第1項の規定により本件契約を解除したとき、借受人が第24条の規定により本件契約が終了したとき又は第25条第1項の義務を履行しないときは、契約保証金は貸付人に帰属する。
- 4 借受人は、前項の規定により契約保証金を貸付人に帰属させたことに対して、一切の異議申し立て等を行うことができない。
- 5 貸付人は、本件契約の終了後、借受人の第25条第1項に規定する義務の履行（ただし書を適用する場合を含む。）を確認したときは、借受人の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を借受人に返還する。ただし、第3項の規定により契約保証金が貸付人に帰属したときは、この限りではない。
- 6 前項の契約保証金には、利息を付さない。
- 7 借受人は、貸付人に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

（充当の順序）

第11条 貸付人は、借受人が納入した金額がその合計額に満たないときは、第7条の貸付料（弁済期が到来しているものに限る。）、第9条の貸付料の延滞料、第10条の契約保証金について、納入時における名目を問わず、延滞料、契約保証金、貸付料の順に充当する。

- 2 借受人は、貸付人が前項に基づき充当したことについて、一切の異議申し立て等を行うことができない。

（電気料）

第12条 借受人は、自動販売機の設置に当たって川崎市の電源を使用するときは、貸付人が別途算出する実費相当額を、貸付人が発行する納入通知書により、その指定する日（その日が金融機関の

休日に当たるときは、次の営業日)までに、貸付人に納入しなければならない。

2 貸付人は、正当な理由があると認めるときは、借受人に対して電気料の増額を請求することができる。

(水道料等)

第13条 借受人は、自動販売機の設置に当たって川崎市の水道等を使用するときは、貸付人が別途算出する実費相当額を、貸付人が発行する納入通知書により、その指定する日(その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日)までに貸付人に納入しなければならない。

2 貸付人は、正当な理由があると認めるときは、借受人に対して水道料等の増額を請求することができる。

3 貸付人は、第1項の規定にかかわらず、借受人と協議の上、年度を単位とする等の方法により水道料等を請求することができる。

(一時貸付物件の引渡し)

第14条 貸付人は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿で借受人に引き渡すものとする。ただし、貸付人に前の貸付期間がある場合において、当該期間に係る借受人、川崎市及び借受人との間に協議が成立したときは、借受人が第25条に規定する返還に係る義務を引き継いだものとみなして、当該協議によって定める状態とすることができる。

(かし担保責任)

第15条 借受人は、本件契約の締結後、一時貸付物件に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

(管理義務等)

第16条 借受人は、一時貸付物件の引渡し後は、善良なる管理者としての注意をもって一時貸付物件(一時貸付物件に設置された工作物を含む。次条から第19条において同じ。)を管理し、利用者及び近隣住民との間で紛争等が生じないよう努めなければならない。

2 借受人が前項の義務を怠ったことにより、利用者、近隣住民その他の第三者に損害を与えた場合は、借受人がその賠償の責めを負うものとし、貸付人が借受人に代わってその賠償の責めを果たした場合には、貸付人は借受人に求償することができる。

第17条 一時貸付物件の維持、保存、改良、修繕その他に要する費用は借受人の負担とする。ただし、借受人の責に帰することができない事由によるときは、貸付人と借受人の協議によりその負担を定めるものとする。

(滅失又は毀損の報告)

第18条 借受人は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合には、直ちに貸付人にその状況を報告しなければならない。

(滅失又は毀損の原状回復)

第19条 借受人は、その責に帰すべき事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、借受人の負担において原状に回復しなければならない。

(資料の提出等)

第20条 借受人は、自動販売機設置事業に係る各年度の売上実績(売上数量及び売上金額をいう。)を毎年4月30日まで(貸付期間が年度の途中で終了するときは、当該終了日の属する月の翌末日まで)に貸付人に報告しなければならない。

2 貸付人は、その必要とする場合において、随時に前項の報告を求めることができる。

3 貸付人は、借受人が第3条に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができる。

4 借受人は、貸付人から前項の規定による請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(違約金)

第21条 借受人は、貸付期間中に、第3条及び前条に規定する義務に違反したときは、違約金として本契約書に定める貸付料(契約金額)の100分の30に相当する額(円未満切捨て)を貸付人に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、次条第2項又は第26条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈してはならない。

(契約の解除)

第22条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

- (1) 借受人が、納入期限後3か月以上にわたって貸付料の支払いを怠ったとき。
  - (2) 借受人が、第3条に定める事項に違反したとき。
  - (3) 借受人が、本件契約に定める義務を履行しないとき。
  - (4) 借受人が、自己の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して虚偽の申告等があったとき、又は正当な理由がなく申告等を行わないとき。
  - (5) 借受人が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、借受人の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（借受人の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。
  - (6) 借受人の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
  - (7) 借受人が、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
  - (8) 借受人が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
  - (9) この契約に関して、借受人が、委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (10) この契約に関して、借受人が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、貸付人が借受人に対して当該契約の解除を求め、借受人がこれに従わなかったとき。
- 2 借受人は、前項の規定により貸付人が本件契約を解除した場合において、第10条第3項の規定により貸付人に帰属する契約保証金の額を超えて、貸付人に損害が生じるときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 借受人は、貸付人が前項の規定により契約を解除したことに伴い発生した損失について、貸付人にその補償を請求することができない。
- 第23条 貸付人は、貸付期間中に公用又は公共用に供するため一時貸付物件を必要とするときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 貸付人は、前項の規定により本件契約の全部又は一部を解除したときは、本契約書に定める一時貸付物件の場所番号ごとの貸付料に基づき、一時貸付物件の返還を受けた日の翌日以降分の既納の貸付料を借受人に返還するものとする。
- 3 借受人は、第1項の規定により貸付人が本件契約を解除した場合において、借受人に損害（撤去にかかる費用を除く。）が生じるときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。
- （解約の申入れ）
- 第24条 借受人は、貸付開始日から起算して1年を経過した日から、貸付人に対し、書面により本件契約の解約を申し入れることができる。
- 2 前項の場合、貸付人が解約申入れの書面を受領した日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日に本契約書に定める貸付期間は終了するものとする。
- （一時貸付物件の返還）
- 第25条 借受人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、一時貸付物件を引渡し時点（貸付人に前の貸付期間がある場合で、借受人が引き続き同じ一時貸付物件を使用している場合は、当初の引渡し時点）の原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人に次の貸付期間がある場合において、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることとなったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。
- (1) 貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了の日
  - (2) 第22条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日
  - (3) 第23条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日
  - (4) 前条の規定により借受人が本件契約を解約する場合 前条第2項で定める日
- 2 前項の返還は、貸付人の立会いの上で行うものとする。
- 3 借受人が一時貸付物件に電気設備等の工作物を設置し、また、軽易な工事等を行っている場合において、貸付人が認めた時は、第1項の規定にかかわらず、当該部分について一時貸付物件を原状に回復することなく貸付人に返還することができる。
- 4 貸付人は、借受人が第1項に規定する義務を履行しないときは、借受人が設置する自動販売機を移設し、事務管理をすることができるものとする。この場合において、借受人は、第10条第3項

の規定により貸付人に帰属する契約保証金の額を超えて貸付人に費用が生じるときは、その超えた費用を貸付人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第26条 借受人の責に帰する事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合において、貸付人が負担して原状に回復したときは、借受人は、当該滅失し、又は毀損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第27条 借受人は、貸付期間が満了したとき、第22条第1項又は第23条第1項の規定により本件契約が解除されたとき、若しくは第24条の規定により本件契約が終了したときにおいて、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用がある場合においても、これを貸付人に請求することができない。

(自動販売機等の利用者等への対応)

第28条 借受人は、設置する自動販売機等に対応する窓口等の連絡先を掲示するとともに、自動販売機設置事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って解決しなければならない。

2 借受人は、自動販売機設置事業に関する利用者からの苦情その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

(不当介入の排除)

第29条 借受人は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由なく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく貸付人に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(契約の費用)

第30条 本件契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第31条 借受人は、その住所又は氏名(法人の場合にあっては所在地又は名称)に変更があったときは、速やかに貸付人に届け出るものとする。

(疑義の決定)

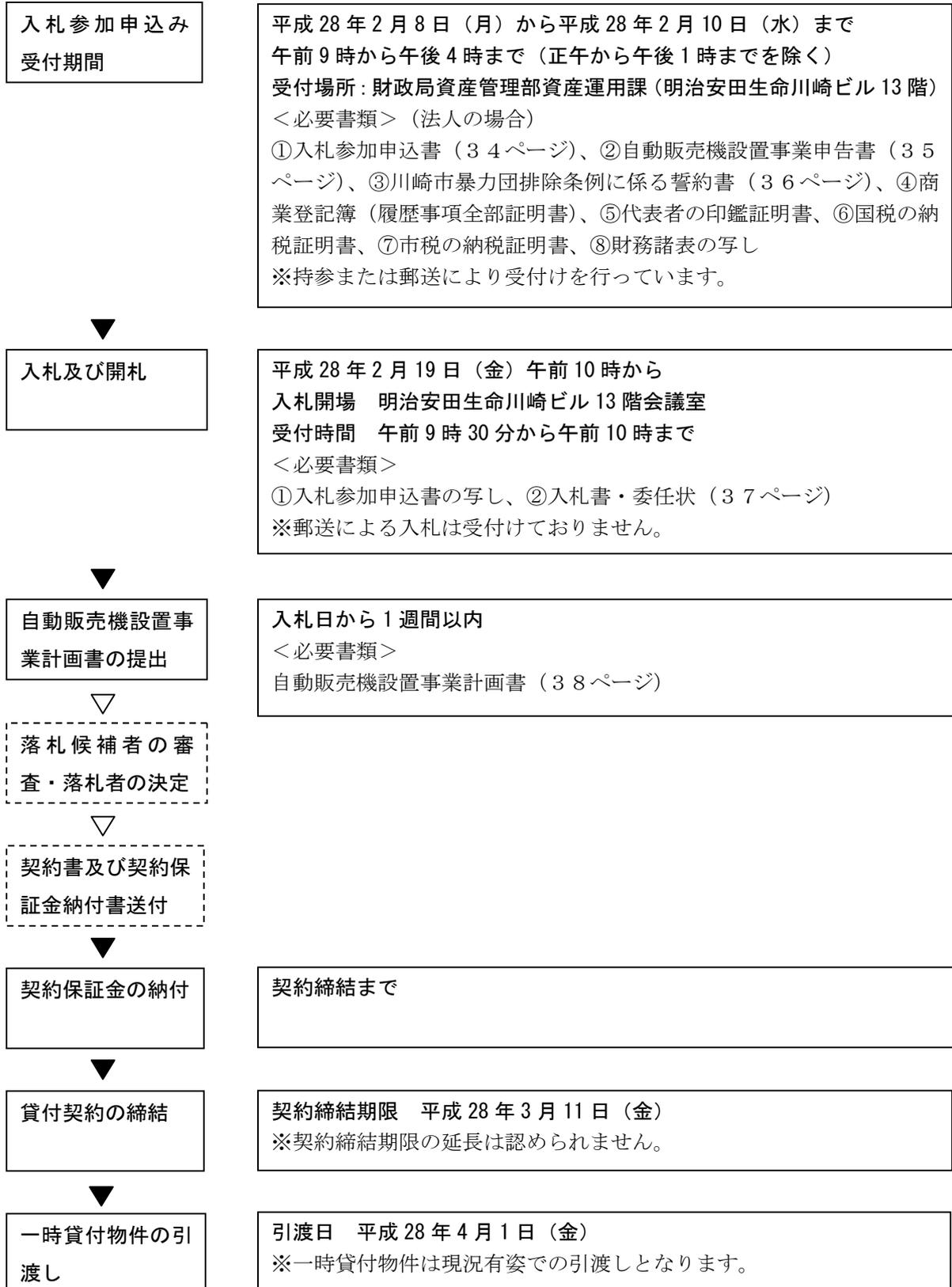
第32条 本件契約に関して疑義が生じたとき又は定めのない事項の取扱いについては、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)等によるほか、貸付人と借受人とが協議の上、その内容を決定するものとする。

(合意管轄)

第33条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

平成27年度

一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付け  
～ 入札参加申込みから一時貸付物件引渡しまでの流れ ～



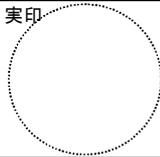
# 入札参加申込書

(平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

平成 年 月 日

(宛先) 川崎市長

## 申込者(入札者)

住所又は所在地	〒 _____ 電話 ( ) _____
(フリガナ) 氏名又は名称 代表者名	実印 

標記の一般競争入札に参加したいので、「平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

なお、私(当法人及び当法人役員等)は本申込書及び本申込みに必要な書類に記載されている内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

## 入札物件

物件番号	
------	--

※ 本入札参加申込書は、参加を希望する物件ごとに1枚提出してください。

※ 入札時は、本入札参加申込書(写し)を必ず持参してください。

- 1 申込者は、「平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」の「10 申込みに必要な書類」に記載された書類の提出が必要となります。
- 2 提出書類に押印する印鑑(実印)は、全て同一のものを使用してください。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
  - (1) 日 時 平成28年2月19日(金) 午前10時
  - (2) 場 所 明治安田生命川崎ビル13階会議室
  - (3) 受付時間 午前9時30分から午前10時まで
- 4 提出後に入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出が必要です。

# 自動販売機設置事業申告書

(平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

平成 年 月 日

(宛先) 川崎市長

申込者 住所又は  
(入札者) 所在地  
氏名又は  
名称  
代表者名



「平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」の「9 入札参加資格」に記載された自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績について次のとおり申告します。また、記載された内容は全て事実と相違ないことを誓約します。

平成25年度

平成26年度



# 入 札 書

(平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

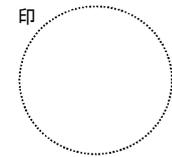
平成 28 年 2 月 19 日

(宛先) 川 崎 市 長

入札者 住所又は  
所在地  
(フリガナ)  
氏名又は  
名 称  
代表者名



代理人 住所又は  
所在地  
(フリガナ)  
氏名又は  
名 称  
代表者名



「平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

物件番号									
金 額			百万			千			円
<small>(注) 1か月間の月額貸付料(税抜)をアラビア数字で記載し、必ず金額の頭初に「¥」を記入すること</small>									

- ※ 1 「¥」の記入のないもの、入札金額を書き損じたものは無効となります。
- 2 入札者の印鑑は、必ず実印を使用してください。
- 3 入札書は、物件番号及び氏名又は名称を記載した封筒に封入してください。

## 委 任 状

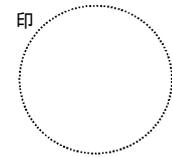
(宛先) 川 崎 市 長

私は、「平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け」の一般競争入札にあたり、次の代理人に上記物件番号の入札に関する一切の権限を委任します。

入札者 (委任者) 住所又は  
所在地  
氏名又は  
名 称  
代表者名



代理人 (受任者) 住所又は  
所在地  
氏名又は  
名 称  
代表者名



- ※ 1 本委任状は、代理人が入札に参加する場合に記入してください。入札者本人が入札する場合は、記入する必要はありません。
- 2 入札者(委任者)及び代理人(受任者)の印鑑は、必ず入札書と同一のものを使用してください。



## 入札参加申込書

(平成27年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付け)

平成 28 年 2 月 ○ 日

(宛先) 川 崎 市 長

印鑑証明書(個人の場合は印鑑登録証明書)と  
同一の実印を押印してください。  
印鑑証明書と異なる印鑑を使用する場合は、使  
用印鑑届の提出が必要です。

## 申込者（入札者）

住所又は 所在地	〒 100 - 0000 東京都千代田区永田町〇-〇	電話	03 ( 1234 ) 5678
(フリガナ)	エナジードリンク カブシキガイシャ		
氏名又は 名称	エナジードリンク 株式会社		
代表者名	代表取締役 川崎 太郎		



標記の一般競争入札に参加したいので、「平成27年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

なお、私（当法人及び当法人役員等）は本申込書及び本申込みに必要な書類に記載されている内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

## 入札物件

物件番号	〇
------	---

※ 本入札参加申込書は、参加を希望する物件ごとに1枚提出してください。

※ 入札時は、本入札参加申込書（写し）を必ず持参してください。

- 1 申込者は、「平成27年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付けの案内書」の「10 申込みに必要な書類」に記載された書類の提出が必要となります。
- 2 提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
  - (1) 日 時 平成28年2月19日（金）午前10時
  - (2) 場 所 明治安田生命川崎ビル13階会議室
  - (3) 受付時間 午前9時30分から午前10時まで
- 4 提出後に入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出が必要です。

# 自動販売機設置事業申告書

(平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

平成 28 年 2 月 〇 日

(宛先) 川 崎 市 長

印鑑証明書(個人の場合は印鑑登録証明書)と同一の実印を押印してください。

申込者 住所又は  
 (入札者) 所在地 東京都千代田区永田町〇-〇  
  
 氏名又は 氏名又は  
 名 称 エナジードリンク 株式会社  
  
 代表者名 代表取締役 川崎 太郎



「平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」の「9 入札参加資格」に記載された自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績について次のとおり申告します。また、記載された内容は全て事実と相違ないことを誓約します。

## 平成25年度

神奈川県川崎市中原区新丸子東2丁目〇-〇 株式会社〇〇〇〇 ◇◇製作所内 2箇所  
 神奈川県川崎市麻生区王禅寺3丁目〇-〇 △△センター内 1箇所  
 他 神奈川県内 1箇所  
 東京都渋谷区上原1丁目〇-〇 □□□□株式会社休憩室内 2箇所  
 他 東京都内 3箇所

**自動販売機を設置していた場所(所在地、施設名)と台数がわかるように記載してください。多数ある場合は、都道府県や市町村ごとに代表的なもの数箇所について記載し、「他〇箇所」などと記載してください。また、「別紙記載」として、一覧表等を御提出いただいても構いません。**

## 平成26年度

神奈川県川崎市中原区新丸子東2丁目〇-〇 株式会社〇〇〇〇 ◇◇製作所内 2箇所  
 神奈川県川崎市麻生区王禅寺3丁目〇-〇 △△センター内 1箇所  
 他 神奈川県内 1箇所  
 東京都渋谷区上原1丁目〇-〇 □□□□株式会社休憩室内 2箇所  
 他 東京都内 3箇所  
 さいたま市浦和区大原〇-〇 ☆☆☆ガード下 1箇所



**記載例**

# 入 札 書

(平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

平成 28 年 2 月 19 日

(宛先) 川 崎 市 長

**印鑑証明書(個人の場合は印鑑登録証明書)と同一の実印を押印してください。**

入札者 住所又は所在地 東京都千代田区永田町〇-〇  
 (フリガナ) エナジードリンク カブシキガイシャ  
 氏名又は名称 エナジードリンク 株式会社  
 代表者名 代表取締役 川崎 太郎



**代理人が社員の場合は、社員の所属する事務所等の所在地を記載してください。**

代理人 住所又は所在地 横浜市港北区高田東2丁目〇-〇  
 (フリガナ) ナカハラ ジロウ  
 氏名又は名称 中原 二郎  
 代表者名



**物件番号を記載してください。**

「平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

**月額賃貸料(税抜き)を記載し、金額の頭初に「¥」を記載してください。**

物件番号	〇												
金額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>¥</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> </table>		百万		千		円		¥	〇	〇	〇	〇
	百万		千		円								
	¥	〇	〇	〇	〇								

(注) 1か月の月額賃貸料(税抜)をアラビア数字で記載し、必ず金額の頭初に「¥」を記入すること

- ※ 1 「¥」の記入のないもの、入札金額を書き損じたものは無効となります。
- 2 入札者の印鑑は、必ず実印を使用してください。
- 3 入札書は、物件番号及び氏名又は名称を記載した封筒に封入してください。

## 委 任 状

(宛先) 川 崎 市 長

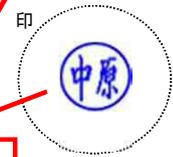
**委任状は、代理人の方が入札に参加される場合に記載してください(従業員の方が来られる場合も該当します)。 ※記載の有無に関わらず、切り取らない**

私は、「平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け」の一一般競争入札にあたり、次の代理人に上記物件番号の入札に関する一切の権限を委任します。

入札者 (委任者) 住所又は所在地 東京都千代田区永田町〇-〇  
 氏名又は名称 エナジードリンク 株式会社  
 代表者名 代表取締役 川崎 太郎



代理人 (受任者) 住所又は所在地 横浜市港北区高田東2丁目〇-〇  
 氏名又は名称 中原 二郎  
 代表者名



**入札書と同一の印を使用してください。**

- ※ 1 本委任状は、代理人が入札に参加する場合に記入してください。入札者本人が入札する場合は、記入する必要はありません。
- 2 入札者(委任者)及び代理人(受任者)の印鑑は、必ず入札書と同一のものを使用してください。

**記載例**

# 自動販売機設置事業計画書

(平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

この書類は、入札後に落札候補者が提出する書類です。参加申込み時に提出する必要はありません。

平成 28 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 川崎市長

申込者 住所又は  
(入札者) 所在地 東京都千代田区永田町〇-〇

氏名又は 名称 エナジードリンク 株式会社

代表者名 代表取締役 川崎 太郎



物件番号ごとに記載してください。

物件番号	2
------	---

契約保証金	758,160
-------	---------

平成27年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け物件に設置する自動販売機の仕様等について、次のとおり記載してください。

希望する契約保証金(※)の額を記載してください。  
 ※契約保証金は必ず貸付料総額の10分の1以上(円未満切上げ)となるようにしてください。  
 (例)物件2で落札金額が195,000円の場合  
 $195,000 \times 12 \times 108 / 100 \times 3年 \times 1 / 10$

場所番号	メーカー・型式・装備	外形寸法	年間消費電力量
9	メーカー 川崎電機 型式 R3ARU 24W6NB1H3 装備 ソフトトップ式・LED照明	W 1,000 mm D 700 mm H 1,830 mm	2014 年式 238 kg 830 kW・h
25	メーカー カワデン 型式 KHCFG 36W6PBSPQ 装備 ソフトトップ式・LED照明	W 1,190 mm D 722 mm H 1,830 mm	2012 年式 320 kg 1,100 kW・h
○	メーカー ○○○○ 型式 ○○○○ 装備 ○○○○	W ○○○ mm D ○○○ mm H ○○○ mm	年式 kg kW・h
○	メーカー ○○○○ 型式 ○○○○ 装備 ○○○○	W ○○○ mm D ○○○ mm H ○○○ mm	年式 kg kW・h
	メーカー ○○○○ 型式 ○○○○ 装備 ○○○○	W ○○○ mm D ○○○ mm H ○○○ mm	年式 kg kW・h
	メーカー ○○○○ 型式 ○○○○ 装備 ○○○○	W ○○○ mm D ○○○ mm H ○○○ mm	年式 kg kW・h
	メーカー ○○○○ 型式 ○○○○ 装備 ○○○○	W ○○○ mm D ○○○ mm H ○○○ mm	年式 kg kW・h
	メーカー ○○○○ 型式 ○○○○ 装備 ○○○○	W ○○○ mm D ○○○ mm H ○○○ mm	年式 kg kW・h
	メーカー ○○○○ 型式 ○○○○ 装備 ○○○○	W ○○○ mm D ○○○ mm H ○○○ mm	年式 kg kW・h

物件に含まれる場所番号を全て記載してください。

物件に含まれる場所番号を全て記載してください。

幅(W)、奥行(D)がそれぞれ配置図に記載された長さ以下になっていることを確認してください。

納入通知書等の送付先を記載してください。  
 申込者と同じ場合は、「同上」と記載してください。

(納入通知書等の送付先) 〒 100 - 0000 横浜市西区みなとみらい〇-〇 神奈川営業部財務グループ	担当者 財務グループ 佐藤 電話 03 ( 1234 ) 6666
--	--

※ 自動販売機のカatalog等を添付してください。  
 ※ 上記の内容に変更があった場合は、変更から30日以内に届出てください。

## 参 考

### 地方自治法（抄）

（契約の履行の確保）

#### 第234条の2

—————（省略）—————

- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

—————（省略）—————

- (4) 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

（普通財産の管理及び処分）

第238条の5 普通財産はこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

### 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 川崎市契約規則（抄）

（一般競争入札参加者の制限）

第2条 一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という）第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 前項の規定は、落札し、契約の締結をしない者にも適用があるものとする。

## 川崎市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であってその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

（市の契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人等にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 神奈川県暴力団排除条例（抄）

（契約の締結における事業者の責務）

第22条 事業者は、その事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあると思料するときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員又は暴力団経営支配法人等でないことを確認するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業に関して書面による契約を締結する時は、その契約書に、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。ただし、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがないことが明らかなきときは、この限りでない。
- 3 事業者は、前項の規定により契約書においてその契約を解除できる旨を定めた場合において、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは、当該契約の定めに従い、当該契約を解除するよう努めるものとする。

（利益供与等の禁止）

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築、又は修繕を請け負うこと。
- (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

### 酒税法（抄）

（酒類の定義及び種類）

第2条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四種類に分類する。

### 川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（抄）

（事業者の責務）

第5条 事業者は、飲料容器等の散乱を防止するための市民等に対する意識の啓発及び飲料容器等の回収容器等の設置に努めるとともに、市が行う施策に協力しなければならない。

# 入札会場案内図

場 所 明治安田生命川崎ビル13階会議室  
川崎市川崎区宮本町6番地

連絡先 川崎市財政局資産管理部資産運用課  
川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル13階）

電 話 044-200-2083

※ 車でのご来場は、御遠慮ください。

